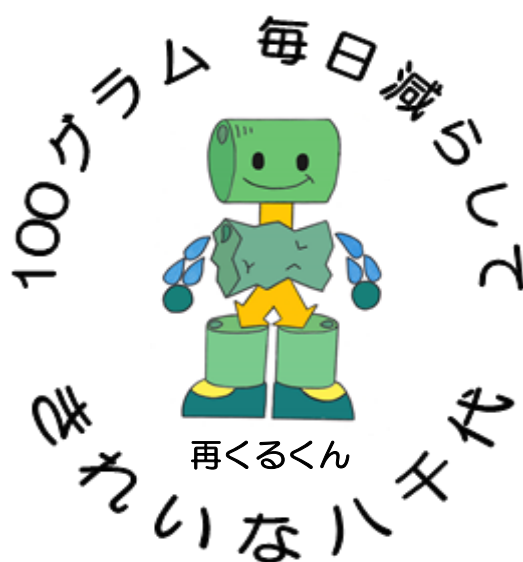


廃棄物行政の概要

令和6年度版

(令和5年度実績)



八千代市

【 目 次 】

第一章 総説	3
第一節 八千代市の概要	3
第二節 廃棄物行政の変遷	7
1 概要	7
2 沿革	10
第二章 推進体制	15
第一節 組織	15
1 機構及び事務分掌	15
2 人員配置	16
第二節 施設	17
1 焼却処理施設	17
2 粗大ごみ処理施設	17
3 最終処分場	18
4 し尿処理施設	19
第三節 所有車両	20
第四節 予算・決算	21
1 予算	21
2 決算	23
第五節 処理経費	25
1 ごみ処理経費	25
2 し尿処理経費	25
第三章 ごみ処理事業	26
第一節 収集・処理体制	26
1 家庭系ごみの収集・処理体制	26
2 事業系ごみの収集・処理体制	27
3 一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者一覧	27
第二節 収集・処理実績	28
1 年度別ごみ排出量実績	28
2 年度別ごみの組成	32
3 年度別埋立量	33
4 動物の死体処理	33
第三節 ごみ減量・再資源化の推進	34
1 資源化フロー図	34
2 集団回収	35

3	生ごみたい肥化容器等購入費補助金制度	35
4	廃棄物減量等推進員	36
5	再くるくん協力店	36
6	「アフターメダルプロジェクト」への参加	36
7	ゴミゼロ運動	37
8	リサイクルフェア	37
9	八千代フリーマーケット	37
10	ごみの減量化及びリサイクルに関する学習会	37
11	清掃センター施設見学会	37
第四節 その他		38
1	家庭系ごみの有料化	38
2	不法投棄防止対策及び処理	39
3	ダイオキシン類対策	40
第四章 し尿処理事業		41
第一節 収集・処理体制		41
1	し尿・浄化槽汚泥の収集・処理体制	41
2	一般廃棄物（浄化槽汚泥等）処理業及び浄化槽清掃業許可業者一覧	41
第二節 収集・処理実績		42
1	生活排水処理形態別人口	42
2	年度別処理量	42
3	し尿・浄化槽汚泥処理フロー図	43
第五章 資料		44
1	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	44
2	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	56
3	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例	67
4	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例施行規則	82
5	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	95
6	八千代市不法投棄防止条例	97
7	八千代市不法投棄防止条例施行規則	99
8	令和5年度八千代市一般廃棄物処理実施計画（抜粋）	101

第一章 総説

第一節 八千代市の概要

本市は千葉県の北西部に位置し、都心への通勤圏内であることから、昭和 30 年代の日本初の大規模住宅団地・八千代台団地の誕生を契機にベッドタウンとしての性格を有しながら発展し、一時は国内有数の人口急増都市に数えられました。また、印旛沼と新川周辺に広がる千葉丘陵の田園と山林を背景とする恵まれた自然環境を残しています。

江戸時代には江戸と成田を結ぶ成田街道沿いにある大和田、萱田町が繁栄しました。明治 22 年には大和田村（明治 24 年町制施行）、睦村、阿蘇村が誕生し、大正 15 年には京成大和田駅の完成によって、市街地が形成され、まちの核ができました。

昭和 29 年には、大和田町と睦村が合併し八千代町となりました。同じ年に阿蘇村と合併し、現在の八千代市の市域が形成されました。その後の人口急増を背景に昭和 42 年、人口 41,574 人で市制を施行し「緑と健康に満ちた人間性あふれる田園都市」の建設を目標に市政の第一歩を踏み出しました。

昭和 43 年には勝田台団地、45 年には米本団地、47 年には高津団地、そして 51 年には村上団地の住宅団地で相次いで入居が開始され、本市の人口は急速に増加しました。一時は人口 10 万人以上の市としては、全国 1 位の人口増加率を示しました。

産業面においても、昭和 40 年代の高度経済成長を背景として、大和田新田に八千代工業団地が造成され、その後上高野と吉橋にも内陸工業団地が造成されました。本市は第 2 次産業都市としての性格を併せもった都市になりました。

平成 8 年には、東京への通勤輸送対策として建設が進められてきた東葉高速線が開通し、それに合わせて各地域で土地区画整理事業等による宅地開発が進められており、令和 6 年 3 月末の人口は 205,965 人となっています。

しかしながら、令和 11 年をピークとして全国的な傾向と同様に人口減少に転じることが見込まれ、本市がこれまで経験したことが無い人口減少を踏まえた行政運営の転換が求められています。また、近年、大規模自然災害が全国各地でたびたび発生していることや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動への甚大な影響などの様々な脅威に対し、これまで以上に安心・安全なまちづくりが求められています。これらの新たな課題に対応しながら、今後も持続的な発展を遂げていくため、令和 10 年度を目標年次とした新たなまちづくりの指針となる「八千代市第 5 次総合計画」を令和 3 年 3 月に策定しました。本計画に掲げた、本市が目指すまちの姿を示した将来都市像である「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」の実現に向けて各種施策を推進しています。

八千代市の主なあゆみ	
年	内 容
明治 22 年	大和田村など 7 村が合併、大和田村となる。 桑納村など 11 村が合併、睦村となる。 米本村など 7 村が合併、阿蘇村となる。
大正 15 年	京成電鉄成田線が開通して京成大和田駅開業。
昭和 29 年	大和田町と睦村が合併して八千代町となる。 印旛郡阿蘇村が八千代町と合併する。 人口 15,618 人
昭和 31 年	京成八千代台駅開業
昭和 32 年	日本初の住宅団地、八千代台団地完成
昭和 37 年	八千代工業団地造成工事完了
昭和 42 年	八千代市誕生（1 月 1 日、市制施行） 人口 41,574 人
昭和 43 年	国道 16 号開通。京成勝田台駅開業。勝田台団地入居開始。上高野工業団地完成
昭和 45 年	国勢調査で県内トップの人口増加率。米本団地入居開始
昭和 46 年	公募により市の木が「ツツジ」に決定。吉橋工業団地完成
昭和 47 年	市民いこいの家オープン。市立しろばら幼稚園開園。高津団地入居開始
昭和 48 年	住民登録人口 10 万人超。市民会館開館
昭和 49 年	第 1 次基本構想策定。少年自然の家オープン
昭和 50 年	佐倉市西志津地区を編入。勤労青少年ホームオープン。国勢調査で人口 10 万人以上の市で全国一の人口増加率
昭和 51 年	村上団地入居開始
昭和 52 年	市制施行 10 周年記念「八千代ふるさと音頭」発表。消費生活センターオープン
昭和 53 年	夜間急病センターオープン
昭和 55 年	市民体育館開館。八千代警察署開署
昭和 56 年	村上橋開通。ブロンズ像「太陽」と「緑」設置。東葉高速鉄道株式会社設立
昭和 58 年	市民プールオープン
昭和 59 年	福祉センター、農業研修センターオープン。新川大橋、なかよし橋開通。東葉高速線工事着工
昭和 60 年	第 2 次基本構想策定。保健センターオープン
昭和 61 年	ガキ大将の森オープン。平和祈念碑設置。同名「八千代」姉妹都市提携
昭和 62 年	市制施行 20 周年を迎える。緑の都市宣言。平和都市宣言。勝田台市民文化プラザオープン
昭和 63 年	八千代国際大学（現、秀明大学）開学

年	内 容
平成元年	八千代市文化振興財団発足。八千代台東南公共センターオープン
平成 3 年	住民登録人口 15 万人超
平成 4 年	市制施行 25 周年を迎える。八千代商工会議所設立。米国タイラー市と姉妹都市提携
平成 5 年	東京成徳大学開学。ゆらゆら橋開通。歴史民俗資料館、ふれあいプラザオープン
平成 6 年	(株)ケーブルネットワークやちよ開局。育児支援センター「すてっぷ 21」、在宅介護支援センターオープン
平成 7 年	児童発達支援センター「すくすくルーム」開設。消防緊急通信指令施設稼働。終戦 50 周年記念平和事業開催。八千代産の酒「八千代桜」誕生
平成 8 年	東葉高速線開通。文化伝承館オープン
平成 9 年	市制施行 30 周年を記念し、「シンボルマーク」制定・市の花「バラ」指定、適応支援センター「フレンド八千代」、ふるさとステーションオープン。インターネットホームページ開設
平成 10 年	第 3 次基本構想策定。市民憲章制定。公共施設循環バス「ぐるっと号」運行開始
平成 11 年	健康都市宣言。行財政改革大綱・推進計画策定
平成 13 年	八千代市子ども憲章制定
平成 14 年	西八千代北部特定土地区画整理事業が事業認可。学校週 5 日制スタート。市民活動サポートセンターオープン
平成 16 年	緑が丘プラザオープン
平成 17 年	国勢調査人口 18 万人を超す
平成 18 年	東京女子医科大学附属八千代医療センター開院
平成 19 年	市制施行 40 周年を迎える。新消防庁舎完成。総合生涯学習プラザオープン
平成 20 年	住民登録人口 19 万人超。タイ王国バンコク都と友好都市提携。障害者福祉センターオープン
平成 22 年	第 4 次基本構想策定。市営霊園開園。多文化交流センターオープン
平成 23 年	第 2 次行財政改革大綱策定。はぐみの杜まちびらき
平成 24 年	市制施行 45 周年を記念し、八千代市イメージキャラクター「やっち」誕生
平成 25 年	市民会館、勝田台中央公園リニューアルオープン。農業交流センターオープン。学校給食センター西八千代調理場稼働開始。八千代台東小学校及び八千代台東第二小学校統合
平成 26 年	黒沢池近隣公園オープン。総合グラウンドオープン

年	内 容
平成 27 年	農業交流センターとふるさとステーションを結ぶ歩道橋開通。中央図書館・市民ギャラリーオープン
平成 28 年	人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定
平成 29 年	市制施行 50 周年を迎える
令和元年	ふれあいプラザの温水プールリニューアル。東消防署完成。八千代台支所及び八千代台東南支所の統合。パスポートセンター開設
令和 2 年	住民登録人口 20 万人超。第 5 次基本構想策定
令和 3 年	「東京パラ聖火」採火式開催。市 L I N E 公式アカウント開設。東葉高速線開業 25 周年。京成電鉄と包括連携協定。公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団と公益財団法人八千代市環境緑化公社が合併し、公益財団法人八千代市地域振興財団となる。保品近隣公園がオープン
令和 4 年	市庁舎多目的棟が供用開始。八千代カルチャータウン地区の市街化区域への編入。阿蘇米本学園が開校。緑が丘支所・高津連絡所がオープン。東八千代調理場の完成。上下水道局庁舎が市役所本庁舎敷地内に移転。やっちの生誕 10 周年
令和 5 年	市 Instagram 公式アカウントを開設。やちよだい東二マイル広場がオープン。児童発達支援センター・すてっぷ 2 1 大和田竣工。市民プール解体完了

面 積 5 1 . 3 9 k m²

人 口 2 0 5 , 9 6 5 人

世 帯 数 9 7 , 5 0 0 世帯

(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)



第二節 廃棄物行政の変遷

1. 概 要

廃棄物処理事業は、市民の日常生活に密着した重要な公共サービスの一つとして、快適な生活環境の維持や公衆衛生の向上にとって欠くことのできないものです。

従来のような廃棄物を焼却して埋めるという処理方法は、埋立用地の確保の困難さやダイオキシン類等の化学物質汚染などの問題を抱えるようになりました。このようなことから、廃棄物の中からの再使用や再生利用等、資源の有効利用を進めるよう平成3年に再生資源利用促進法（現：資源有効利用促進法）が制定されるなど路線転換がなされてきました。その中で平成7年に容器包装リサイクル法、平成10年に家電リサイクル法、平成12年に循環型社会形成推進基本法、グリーン購入法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、平成14年に自動車リサイクル法、平成24年に小型家電リサイクル法、令和元年に食品ロス削減推進法が制定され、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担の中で互いに協力し、循環型社会を実現していくこととなりました。さらに近年では、プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環の重要性が高まっていることから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されています。

この間、本市においては、平成9年に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、これに基づき、平成10年1月に市内全域の資源物の分別収集を開始し、平成12年7月には有料指定ごみ袋制度を導入しました。

さらに、ダイオキシン類対策として、3号焼却炉を平成10～12年度の継続事業で、1・2号焼却炉においては、平成11～14年度の継続事業で改修工事を行いました。

平成14年には、不法投棄を防止する目的として、「八千代市不法投棄防止条例」を施行しました。

平成15年度に策定した「八千代市一般廃棄物処理基本計画」（計画年度 平成15～24年）に基づく施策として、平成17年7月に粗大ごみの処理を有料としました。

また、平成21年12月には、一般廃棄物最終処分場（第3次）の改修工事が竣工し、26年間埋立て可能な最終処分場に生まれ変わりました。

平成20年6月には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく「ごみ処理基本計画策定指針」が改正されたことにより、平成23年3月に本市においても新たに「八千代市一般廃棄物処理基本計画」（計画年度 平成23～32年）を策定し、更なるごみの減量化と循環型社会の形成を推進していくこととなりました。

平成23年8月には、市民からの要望が多かった、八千代市指定ごみ袋10リットル（可燃ごみ専用）を導入しました。また、平成24年8月には、廃食用油の拠点回収を開始しました。

このような市民の日常生活に密着した様々な施策を行っていくには、市民一人ひとりが自覚と責任を持ってごみの減量化・資源化に取り組む必要があることから、平成25年1月には、

ごみ減量に関する標語「100 グラム 毎日減らして きれいな八千代」を選定し、今後の取り組みに活用していくこととしました。

八千代市一般廃棄物処理基本計画（計画年度 平成 23～32 年）策定後 5 年が経過した平成 28 年 3 月には、計画策定の前提となっている諸条件が変化していることから、「八千代市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」を策定しました。

平成 29 年 3 月には、延命化と地球温暖化防止に貢献するため、二酸化炭素排出量の削減を目的とした、焼却処理施設基幹的設備等改良工事が竣工しました。

平成 30 年 4 月には、食べ残しの削減等を行うことでごみの減量を推進するため、「食品ロス削減アクションプラン」を策定しました。

平成 31 年 3 月には、最適な一般廃棄物処理システムを構築することを目的として、「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定し、当該基本構想を基に計画的に施設整備事業を推進するため、令和 2 年 3 月には、「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」を策定しました。

令和元年 6 月には、一般廃棄物処理手数料改定のため「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正しました。

令和 2 年 12 月には、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指した「ゼロカーボンシティ」を宣言し、社会活動における廃棄物発生の抑制を促すとともに、再生利用の促進を図り、廃棄物の適正処理を図る循環型社会の構築を目指すことを行動指針の 1 つとして掲げています。

令和 3 年 3 月には、平成 28 年 3 月に策定した「八千代市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」の計画期間が終了となることから、当該計画の取り組み状況等を評価のうえ、近年の循環型社会をめぐる情勢を考慮し、新たな「八千代市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。本計画では、「市民・事業者・行政で連携する 4 R の取り組み」と「環境負荷の少ない適正処理・処分の実施」をごみ処理の基本方針としています。また、可燃ごみに多く含まれている資源物となる紙ごみの分別や食品ロス削減、プラスチック製容器包装等の分別収集実施に向けた取り組みを、重点的な取り組みとして掲げています。

令和 5 年度には、プラスチック製容器包装等の分別収集及び再商品化に係る検討業務委託、民間事業者を対象としたサウンディング型市場調査を実施し、プラスチック製容器包装等の分別収集及び再商品化の実施手法について、合理性、経済性等の総合的な視点から検討を行いました。

災害廃棄物処理への対策としては、平成 17 年 9 月には、八千代清掃事業協同組合と「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を、平成 26 年 2 月には、八千代資源回収事業協同組合と「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を、同年 8 月には、(株)森山工業と「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」を、平成 27 年 9 月には、八千代清掃事業協同組合と「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」を、令和 3 年 1 月には、(公社)船橋市清美公社と「災害時におけるし尿等

の収集運搬に関する協定」を締結し、災害時における廃棄物の処理体制の整備を図っています。

また、過去に大きな被害をもたらした東日本大震災や近年の災害の経験を基に策定された国の「災害廃棄物対策指針」や千葉県の「千葉県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、令和3年3月に、「八千代市災害廃棄物処理計画」を改定しました。

このような変遷をたどる一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムは、私たちの生活に豊かさをもたらしましたが、同時に、地球温暖化や資源の枯渇など、地球規模で様々な環境問題を引き起こしています。このことから、国際社会においては、平成27年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための世界全体目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。ごみ処理を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、新たな課題にも迅速に対応していく必要があります。本市においても、市民・事業者の御協力を得ながら、今後も循環型社会の形成を目指していきます。

2. 沿 革

年	月	内容
昭和 32 年	7 月	・ 八千代町の直営事業で収集開始（収集車両 2t 車 1 台）
34 年	12 月	・ 焼却施設操業開始（処理能力 7.5t/日）
36 年		・ 「八千代町清掃条例」制定
40 年	7 月	・ 吉橋し尿処理場操業開始（処理能力 36kl/日）
42 年	1 月	・ 市制施行 ・ 収集方式変更、コンクリート製ごみ箱からポリバケツへ（週 1 回収集）
	6 月	・ 衛生公社にし尿収集業務を委託
43 年		・ ダストボックス導入 ・ 「八千代市清掃条例」制定
	1 月	・ 清掃工場 1 号焼却炉竣工（処理能力 75t/日）
45 年		・ 清掃事務所設置 ・ 収集方式変更（一部週 2 回、危険物、粗大ごみ月 1 回収集） ・ 可燃物、不燃物の分別収集開始
	3 月	・ 犬猫専用焼却炉竣工
46 年		・ 清掃業務一部民間委託
47 年	4 月	・ 「八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 ・ 危険物月 2 回収集
	1 月	・ 清掃工場 2 号焼却炉竣工（処理能力 75t/日）
48 年	6 月	・ 埋立処分場使用開始（上高野 976 番地）
	4 月	・ 収集方式変更、ポリバケツから袋へ（可燃物週 2 回、不燃物週 1 回収集）
50 年	3 月	・ 八千代市衛生センター竣工（処理能力 100kl/日）
52 年	6 月	・ ごみ減量運動（資源回収）開始 ・ 資源回収実施団体への助成金交付開始
	3 月	・ 第 2 次第 I 期埋立処分場竣工（上高野 946 番地）
56 年	3 月	・ 清掃工場 3 号焼却炉竣工（処理能力 100t/日）
57 年	4 月	・ 第 2 次第 II 期埋立処分場竣工（上高野 950 番地） ・ 専用ポリ袋使用開始及びダストボックスの撤収開始
	10 月	・ 粗大ごみ処理施設竣工（処理能力 50t/5h）
58 年	11 月	・ 清掃事務所から八千代市清掃センターへ名称変更
59 年	2 月	・ 不燃物週 2 回収集
	12 月	・ 有害ごみ分別収集開始

年	月	内容
60 年	6 月	・市内全域、袋収集開始
62 年	6 月	・生ごみたい肥化容器購入者に補助金交付制度開始
63 年	8 月	・可燃物週 3 回、不燃物週 1 回収集に変更（新焼却炉稼動開始による）
平成元年	2 月	・第 2 次第Ⅲ期埋立処分場竣工（上高野 966 番地）
	3 月	・ 1・2 号全連続式流動床炉竣工（処理能力 60 t / 日 × 2 基）
	4 月	・八千代市衛生センターに高度処理施設（リン除去設備）を建設
3 年	10 月	・公共施設で紙パック拠点回収開始
	11 月	・クリーン推進課新設
4 年	4 月	・資源回収登録業者への特別協力金交付開始
5 年	2 月	・不法投棄監視員を委嘱
	7 月	・ふれあいプラザの温水プールへ給湯開始
	10 月	・資源回収モデル地区実施（高津東洋会自治会）
	12 月	・資源回収モデル地区実施（村上黒沢台自治会） ・空きびん保管施設竣工
6 年	3 月	・八千代市一般廃棄物最終処分場（第 3 次）竣工（上高野 1010 番地外）
	4 月	・「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」施行 ・八千代市廃棄物減量等推進審議会設置
	7 月	・廃棄物減量等推進員委嘱（45 名）
	8 月	・生ごみたい肥化容器購入者への補助金交付再開
	9 月	・資源回収モデル地区実施（米本団地南自治会）
	10 月	・第 1 回八千代フリーマーケット開催
7 年	2 月	・空き缶選別処理施設竣工
	10 月	・資源回収モデル地区実施（勝田台・勝田地区）
8 年	1 月	・生ごみたい肥化容器購入費補助の対象容器に「電気式生ごみ処理機」を追加
	3 月	・八千代市衛生センター基幹整備（処理能力を 100kl / 日から 40kl / 日へ変更）
	10 月	・資源回収モデル地区実施（八千代台地区）
9 年	8 月	・ペットボトル拠点回収開始
	10 月	・第 2 次最終処分場埋立終了
10 年	1 月	・市内全域の資源物分別収集開始（5 分別収集開始） ・不燃ごみ、有害ごみ月 1 回収集に変更
	4 月	・「八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」施行

年	月	内容
10 年	5 月	・新川周辺を市主催会場としたゴミゼロ運動開始
	7 月	・「八千代市ポイ捨て防止に関する条例」施行
	11 月	・「八千代市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」施行
11 年	9 月	・「再くるくん協力店」制度開始
12 年	7 月	・有料指定ごみ袋制度開始
		・ペットボトル及び紙パック定期収集開始（週 1 回） ・白色トレイ拠点回収開始
13 年	3 月	・ 3 号全連続式ストーカ炉竣工（処理能力 100t/日）
	9 月	・千葉県より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」に基づく立入検査権の市への権限付与
14 年	1 月	・不法投棄監視カメラ設置 ・不法投棄連絡員委嘱（5 名）
	4 月	・「八千代市クリーン基金条例」施行
	5 月	・不法投棄専用パトロール車導入
	7 月	・不法投棄連絡員委嘱（7 名）
	9 月	・ごみ及び生活排水処理に関する市民意識調査実施
	10 月	・「八千代市不法投棄防止条例」施行 ・やちよごみマップ作成
		・ごみに関する事業所アンケート調査実施 ・ 1・2 号焼却炉ダイオキシン類対策改修工事終了 ・八千代市清掃センター内にて不燃ごみの再分別開始
	11 月	・「くらしとごみのシンポジウム」開催
15 年	5 月	・不法投棄受付専用電話設置
	6 月	・事業者向け「ごみ減量と適正処理」パンフレット作成
	7 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「廃棄物処理施設整備と運営方法の企画検討書」策定
		・不法投棄対策班新設
	12 月	・八千代市不法投棄対策連絡会議設置
16 年	2 月	・廃棄物手数料の見直し等に係るパブリックコメント実施
	3 月	・「リサイクルプラザの P F I 的手法導入可能性調査報告書」策定
	12 月	・指定ごみ袋手数料改定
17 年	4 月	・事業系ごみ搬入手数料改定

年	月	内容
17 年	7 月	・粗大ごみ処理有料化
	9 月	・「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」締結（八千代清掃事業協同組合）
18 年	2 月	・「循環型社会形成推進地域計画」策定
	3 月	・旧 3 号焼却炉解体終了 ・ペットボトル減容施設竣工
	4 月	・ハッピーマンデーの可燃ごみ収集開始
19 年	3 月	・八千代市衛生センター改修工事竣工（脱臭設備更新）
20 年	3 月	・八千代市衛生センター改修工事竣工（沈砂除去装置、メタノール注入設備設置）
	12 月	・八千代市衛生センター焼却炉等改修工事竣工
21 年	6 月	・資源物の持ち去り防止のため「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正（罰則規定は同年 10 月から施行）
	12 月	・一般廃棄物最終処分場（第 3 次）改修工事竣工
23 年	1 月	・「第二期八千代市循環型社会形成推進地域計画」策定
	3 月	・「八千代市清掃センター長寿命化計画報告書」策定 ・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「八千代市災害廃棄物処理計画」策定
	7 月	・八千代市清掃センターにおける廃食用油引き取り開始
	8 月	・指定ごみ袋 10 リットル（可燃ごみ専用）を導入
24 年	8 月	・公民館における廃食用油拠点回収開始
25 年	1 月	・ごみ減量に関する標語決定 「100 グラム 毎日減らして きれいな八千代」
	3 月	・不法投棄専用パトロール車入替
	9 月	・焼却処理施設基幹的設備等改良工事開始
26 年	2 月	・「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」締結（八千代資源回収事業協同組合）
	8 月	・「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」締結（株式会社森山工業）
27 年	9 月	・「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」締結（八千代清掃事業協同組合）
28 年	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」策定
	4 月	・「再くるくん協力店」制度見直し
	10 月	・不燃ごみ・有害ごみの同時収集開始（月 2 回）

年	月	内容
29 年	3 月	・焼却処理施設基幹的設備等改良工事竣工
	8 月	・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」へ参加（携帯電話・スマートフォンの窓口回収開始）
30 年	4 月	・「化粧品びん」の区分を不燃ごみから資源物へ変更 ・「食品ロス削減アクションプラン」策定
31 年	3 月	・「一般廃棄物処理施設整備基本構想」策定
	4 月	・「アフターメダルプロジェクト」へ参加（携帯電話・スマートフォンの窓口回収継続）
令和元年	6 月	・一般廃棄物処理手数料改定のため「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正
	10 月	・一般廃棄物処理手数料の改定（消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う改定） (1)し尿処理手数料 (2)浄化槽汚泥処理手数料 (3)動物の死体の処理手数料 (4)事業系一般廃棄物処理手数料
2 年	1 月	・一般廃棄物処理手数料の改定 (1)粗大ごみ処理手数料 八千代市清掃センターへ搬入するときの手数を品目別の点数制から従量制（10 キログラムにつき 150 円）へ変更、収集するときの手数料に 900 円の区分を新設。 (2)事業系一般廃棄物処理手数料
	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」策定
	12 月	・「ゼロカーボンシティ」を宣言
3 年	1 月	・「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」締結（公益社団法人船橋市清美公社）
	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「八千代市災害廃棄物処理計画」策定
4 年	12 月	・「「ボトル t o ボトル」水平リサイクルに関する協定」締結（サントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーホールディングス株式会社）
5 年	3 月	・「八千代市公共施設等整備基金」創設に伴い、「クリーン基金」を廃止
6 年	3 月	・「八千代市し尿及び浄化槽汚泥処理に関する方針」策定

第二章 推進体制

第一節 組織

1. 機構及び事務分掌

令和5年4月1日現在

【経済環境部】

部長（1名）

【クリーン推進課】

課長（1名）

計画調整班（5名）

ごみ減量推進班（5名）

不法投棄対策班（3名）

- ①一般廃棄物処理事業の基本計画に関する事。
- ②一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関する事。
- ③一般廃棄物の減量、適正処理及び地域の清潔保持に関する事。
- ④一般廃棄物処理業者等の許可、委託及び指導監督に関する事。
- ⑤一般廃棄物の調査、統計及び分析に関する事。
- ⑥ごみ減量及びリサイクルに関する事。
- ⑦廃棄物等の記録の作成及び報告に関する事。
- ⑧不法投棄防止の啓発に関する事。
- ⑨産業廃棄物に関する関係機関との調整に関する事。
- ⑩土砂等の埋立て等の許可に関する事。
- ⑪施設用地の確保に関する事。
- ⑫処理施設の建設に関する事。
- ⑬清掃センターに関する事。
- ⑭衛生センターに関する事。
- ⑮し尿処理事業の手数料及び申請等に関する事。
- ⑯庶務に関する事。

【清掃センター】

所長（1名）

業務管理班（20名）

焼却施設班（4名）

最終処分班（4名）

- ①一般廃棄物の収集運搬に関する事。
- ②埋立処分地の維持管理に関する事。
- ③じん芥処理手数料の徴収に関する事。
- ④運搬自動車等の維持管理に関する事。
- ⑤委託及び許可業者の業務指導に関する事。
- ⑥不法投棄物の処理に関する事。
- ⑦処理施設の稼働業務に関する事。
- ⑧処理施設の維持管理及び保守点検に関する事。
- ⑨他施設への給湯に関する事。
- ⑩集積場所の承認及び美化に関する事。
- ⑪記録の作成及び報告に関する事。
- ⑫庶務に関する事。

【衛生センター】

（2名）

- ①処理施設の維持管理に関する事。
- ②記録の作成及び報告に関する事。
- ③庶務に関する事。

2. 人員配置

(単位：人)

区 分		クリーン推進課	清掃センター	衛生センター
部 長	1			
次 長				
課 長		1		
所 長			1	
副 主 幹		2	1	
技能副主幹				
労務副主幹				
主 査		1	3	
技 能 主 査			5	
労 務 主 査			4	
主 査 補		5	4	1
主 任 主 事		2	1	1
主 任 技 師			2	
主任技能士			3	
主任労務士				
主 事		2	1	
技 師				
技 能 士				
労 務 士				
会計年度任用職員		1	4	
計	1	14	29	2

(令和5年4月1日現在)

第二節 施設

1. 焼却処理施設

八千代市で排出された可燃ごみは、平成 26 年～28 年度に基幹的設備改良工事を実施した八千代市清掃センターの焼却処理施設 1・2 号炉と 3 号炉で処理され、焼却残さは一部を資源化处理するほか、場内の最終処分場で最終処分されています。また、焼却の過程で発生した余熱は場内の給湯のほか、温水プールにおいても有効利用されています。

施設名称	八千代市清掃センター 焼却処理施設 1・2 号炉	八千代市清掃センター 焼却処理施設 3 号炉
所在地	八千代市上高野 1384 番地 7	
竣工	平成元年 3 月	平成 13 年 3 月
ダイオキシン類削減恒久対策工事	平成 11 年度～平成 14 年度	—
基幹的設備等改良工事	平成 26 年度～平成 28 年度	
処理方式	全連続式流動床炉	全連続式ストーカ炉
処理能力	60t／24h×2 基	100t／24h×1 基
貯留	1,500m ³	2,000m ³
通風	押込・誘引	押込・誘引
集塵装置	ろ過式集塵器	ろ過式集塵器
有害ガス除去装置	乾式有害ガス除去装置	乾式有害ガス除去装置
余熱利用	場内給湯・温水プールへの熱供給	

2. 粗大ごみ処理施設

八千代市で発生した粗大ごみは、昭和 57 年 10 月に竣工した八千代市清掃センター粗大ごみ処理施設で破碎し、鉄を磁気選別し、選別後の破碎残さは焼却処理されています。

施設名称	八千代市清掃センター粗大ごみ処理施設
所在地	八千代市上高野 1384 番地 7
竣工	昭和 57 年 10 月
処理能力	50t／5h
破碎機形式	SH-4／150 型シュレッダ
破碎方法	横型回転式衝撃破碎
選別方法	(1)磁性物：電磁式吊下型磁選機
	(2)非磁性物：風力選別機、回転ふるい

3. 最終処分場

八千代市の埋立て対象物は、破碎後の不燃物及び焼却処理施設から排出される焼却残さなどです。

八千代市の最終処分場は、昭和 48 年 6 月から第 1 次、第 2 次と整備され、それぞれ埋立が終了したため、第 3 次最終処分場が整備されました。

第 3 次最終処分場は平成 7 年 11 月から埋立を開始しましたが、平成 10 年に遮水工の損傷が確認されたため、埋立を中止しました。また、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて処分場周囲に遮水壁の築造を主とする最終処分場遮水施設設置工事を実施し、平成 18 年度から平成 21 年度にかけて遮水構造や埋立容量の拡大を主とする最終処分場恒久対策工事を実施し、平成 22 年度から埋立を再開しています。

施設名称	八千代市一般廃棄物最終処分場（第 3 次）
所在地	八千代市上高野 1010 番地 1
竣工	平成 6 年 3 月
埋立開始	平成 7 年 11 月（平成 22 年 4 月再開）
処理方式	セル方式
埋立面積	12,300 m ²
埋立容量	141,000 m ³ （埋立予定期間：26 年）

浸出水処理設備

竣工	平成 6 年 3 月					
処理能力	80m ³ /日					
処理方法	カルシウム除去⇒回転円板式生物処理⇒凝集沈殿⇒砂ろ過処理 ⇒活性炭吸着処理⇒滅菌処理⇒放流					
計画水質	項目	浸出水	処理水	項目	浸出水	処理水
	pH	5.6～8.5	5.6～8.5	SS	150 mg/L	10mg/L 以下
	BOD	300 mg/L	10mg/L 以下	T-N	150 mg/L	10mg/L 以下
	COD	300 mg/L	20mg/L 以下	Ca	2000 mg/L	100mg/L 以下

4. し尿処理施設

八千代市衛生センターは、昭和 51 年 3 月に日量 100k1 の処理能力を有するし尿処理施設として建設されました。また、水質汚濁防止法の改正による地下浸透の規制、事故時措置の導入により、平成元年度に高度処理施設（リン除去設備）を建設しました。

その後、公共下水道の普及に伴い、し尿汲み取り世帯の減少、浄化槽世帯の増加など搬入状況の変化が生じたため、平成 6 年度から平成 7 年度にかけて基幹的設備改良工事を行い、処理能力を日量 40k1 にし、処理方式を標準脱窒素処理方式としました。

名 称	八千代市衛生センター
所 在 地	八千代市大和田新田 584 番地 1
敷 地 面 積	11,555 m ²
建 物 面 積	1,784 m ²
緑 地 面 積	6,515 m ²
周 辺 の 状 況	工業地域
竣 工 年 月	平成 8 年 3 月（改修）
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式＋凝集分離処理
処 理 能 力	40k1/日
放 流 先	印旛放水路（新川）

第三節 所有車両

(令和6年3月31日現在)

区 分	型 式	積載量	台 数	保 管 場 所
ごみ運搬用	プレスローダ（リース車両）	2t	3	清掃センター
	ダンプ車（リース車両）	2t	3	
	軽トラック	0.35t	2	
	平ボディ車（リース車両）	2t	1	
	小 計		9	
ごみ埋立用	クレーン付トラック	4t	1	清掃センター
	軽トラック	0.35t	1	
	バックホウ（リース車両）	－	1	
	不整地運搬車	－	1	
	小 計		4	
ごみ処理用	解体用つかみ機（リース車両）	－	1	清掃センター
	粉粒体運搬車（リース車両）	2.78t	2	
	天蓋付ダンプ車（リース車両）	3.25t	2	
	コンテナ専用車（リース車両）	3.85t	2	
	ホイールローダ	－	1	
	小 計		8	
有害 中間処理用	自走式シュレッダー	－	1	清掃センター
	フォークリフト（リース車両）	2.5 t	1	
	フォークリフト（リース車両）	1.5 t	2	
	解体用つかみ機（リース車両）	－	1	
	ホイールローダ	－	1	
	コンテナ専用車（リース車両）	3.85t	1	
	小 計		7	
資源物 中間処理用	ショベルローダ（リース車両）	－	1	清掃センター
	フォークリフト（リース車両）	1.5 t	2	
	フォークリフト	1.6 t	1	
	小 計		4	
焼却灰運搬用	ダンプ車	2.0 t	1	衛生センター
	小 計		1	
その他	事務連絡車(リース車両)	－	2	清掃センター
	事務連絡車	－	1	衛生センター
	パトロール車	－	1	クリーン推進課
	し尿運搬車	1.8 t	1	衛生センター
	小 計		5	
合 計		－	38	

第四節 予算・決算

1. 予算

(1) 一般会計当初予算（歳入）

(単位：千円)

区 分			令和4年度	令和5年度	対前年度比較	
			予算額	予算額	増減額	増減率 (%)
項	目	事業名				
使用料	使用料	行政財産使用料	1,039	1,103	64	6.2
		小 計	1,039	1,103	64	6.2
手数料	衛生手数料	一般廃棄物処理業許可申請等手数料	140	640	500	357.1
		指定事業許可申請等手数料	20	20	0	0.0
		し尿処理等手数料	18,172	18,140	△ 32	△ 0.2
		粗大ごみ処理手数料	45,255	39,390	△ 5,865	△ 13.0
		一般廃棄物処理等手数料（指定ごみ袋分）	250,645	238,716	△ 11,929	△ 4.8
		一般廃棄物処理等手数料（許可業者分）	248,427	251,559	3,132	1.3
		一般廃棄物処理等手数料（一般分）	26,325	29,646	3,321	12.6
		動物死体処理手数料	141	132	△ 9	△ 6.4
		小 計	589,125	578,243	△ 10,882	△ 1.8
国庫補助金	国庫衛生費補助金	廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金	396	396	0	0.0
		社会資本整備総合交付金	384	0	△ 384	△ 100.0
		小 計	780	396	△ 384	△ 49.2
県負担金	県衛生費負担金	市町村併任職員等立入検査業務交付金	40	66	26	65.0
		小 計	40	66	26	65.0
県補助金	県衛生費補助金	千葉県産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金	979	666	△ 313	△ 32.0
		小 計	979	666	△ 313	△ 32.0
財産運用収入	収貸財入付産	土地建物貸付収入	341	341	0	0.0
	配当金及び子金	クリーン基金利子	1	0	△ 1	△ 100.0
		小 計	342	341	△ 1	△ 0.3
雑入	雑入	法令外負担金	322	319	△ 3	△ 0.9
		有価物売却収入	125,048	126,225	1,177	0.9
		小 計	125,370	126,544	1,174	0.9
市債	衛生債	清掃センター管理棟整備事業債	68,600	0	△ 68,600	△ 100.0
		小 計	68,600	0	△ 68,600	△ 100.0
計（A）			786,275	707,359	△ 78,916	△ 10.0
一般会計当初予算（B）			65,260,000	64,896,000	△ 364,000	△ 0.6
一般会計に占める清掃業務に係る歳入の割合（A/B）			1.20%	1.09%	-	-

(2) 一般会計当初予算（歳出）

(単位：千円)

区 分			令和4年度	令和5年度	対前年度比較	
項	目	事業名	予算額	予算額	増減額	増減率 (%)
清 掃 費	総 務 費	一般職員人件費	360,905	344,669	△ 16,236	△ 4.5
		会計年度任用職員人件費	0	10,046	10,046	-
		小 計	360,905	354,715	△ 6,190	△ 1.7
	塵 芥 処 理 費	廃棄物処理企画調整事業	21,166	1,050	△ 20,116	△ 95.0
		リサイクル推進事業	385,169	419,628	34,459	8.9
		不法投棄等対策事業	4,487	4,406	△ 81	△ 1.8
		塵芥収集事業	575,053	609,069	34,016	5.9
		清掃センター業務管理事業	213,217	117,562	△ 95,655	△ 44.9
		埋立処分地施設管理事業	162,883	159,205	△ 3,678	△ 2.3
		粗大ごみ処理施設管理事業	19,088	33,258	14,170	74.2
		浸出水処理施設管理事業	48,092	64,010	15,918	33.1
		焼却炉施設管理事業	1,270,421	1,468,447	198,026	15.6
		小 計	2,699,576	2,876,635	177,059	6.6
	処 理 費	し尿処理事業	31,455	34,441	2,986	9.5
		衛生センター施設管理事業	147,556	150,868	3,312	2.2
		小 計	179,011	185,309	6,298	3.5
	計 (A)		3,239,492	3,416,659	177,167	5.5
基 金 費	ク リ ー ン 基 金 費	クリーン基金積立金	1	0	△ 1	△ 100.0
一般会計当初予算 (B)			65,260,000	64,896,000	△ 364,000	△ 0.6
一般会計に占める清掃費の割合 (A/B)			4.96%	5.26%	-	-

2. 決算

(1) 歳入（清掃関連のみ）

(単位：円)

区 分			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
項	目	事業名					
使用料	使用料 総務	行政財産使用料	4,776,919	3,763,210	1,060,680	1,071,342	1,126,700
		小 計	4,776,919	3,763,210	1,060,680	1,071,342	1,126,700
手数料	衛生 手数料	一般廃棄物処理業許可申請等手数料	660,000	140,000	640,000	140,000	640,000
		指定事業許可申請等手数料	200,000	60,000	100,000	70,000	110,000
		し尿処理等手数料	21,138,470	20,570,710	18,117,190	18,323,510	20,272,583
		粗大ごみ処理手数料	39,090,900	43,440,000	40,412,850	38,367,900	36,014,550
		一般廃棄物処理等手数料（指定ごみ袋分）	229,672,060	234,294,600	235,460,220	238,152,150	234,443,770
		一般廃棄物処理等手数料（許可業者分）	258,041,950	257,715,270	276,691,140	273,233,790	265,534,200
		一般廃棄物処理等手数料（一般分）	25,253,190	30,924,990	32,876,010	37,029,690	33,468,120
		動物死体処理手数料	184,010	134,930	150,380	120,510	129,780
		小 計	574,240,580	587,280,500	604,447,790	605,437,550	590,613,003
国庫補助金	国庫衛生 補助金	災害等廃棄物処理事業費補助金	0	1,195,000	0	0	0
		廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金	98,100	316,800	316,800	336,600	376,200
		社会資本整備総合交付金	629,000	859,000	0	327,000	0
		小 計	727,100	2,370,800	316,800	663,600	376,200
負担県金	負担衛生 費	市町村併任職員等立入検査業務交付金	29,000	58,400	40,200	47,228	65,600
		小 計	29,000	58,400	40,200	47,228	65,600
補助県金	補助衛生 費	千葉県産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金	541,000	546,000	546,000	666,000	666,000
		小 計	541,000	546,000	546,000	666,000	666,000
運用財産収入	収貸財 入付産	土地建物貸付収入	1,913,682	1,949,121	326,336	341,859	1,522,994
	配当及 利子	クリーン基金利子	116	59	62	51	0
		小 計	1,913,798	1,949,180	326,398	341,910	1,522,994
収売財 入払産	収売物 入払品	物品売払収入	1,783,910	6,380,000	0	1,209,680	1,275,650
		小 計	1,783,910	6,380,000	0	1,209,680	1,275,650
繰入金	繰入 金	クリーン基金繰入金	0	0	0	180,716	0
		小 計	0	0	0	180,716	0
雑入	弁償金	弁償金	99,330	156,875	0	15,483	1,210,000
	雑入	法令外負担金	288,657	338,627	331,675	350,077	450,057
		有価物売払収入	120,588,816	103,079,461	177,631,245	232,456,959	205,280,608
		保険金	465,664	0	262,681	262,349	0
		返還金・還付金・清算金	0	0	8,476	25,338	1,450
		日本容器包装リサイクル協会拠出金	0	44	0	0	0
		帰属収入	4,452	7,500	10	1	0
		電気の効率利用関連サービスへの登録支援金	0	0	0	200,000	0
小 計	121,446,919	103,582,507	178,234,087	233,310,207	206,942,115		
市債	衛生債	清掃センター管理棟整備事業債	0	0	0	68,600,000	0
		小 計	0	0	0	68,600,000	0
合 計（Ａ）			705,459,226	705,930,597	784,971,955	911,528,233	802,588,262
一般会計決算額（Ｂ）			61,329,584,720	81,081,503,725	70,530,175,483	73,752,164,399	70,855,852,829
一般会計決算額に占める清掃費の割合（Ａ／Ｂ）			1.15%	0.87%	1.11%	1.24%	1.13%

(2) 歳出（清掃関連のみ）

(単位：円)

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
項	目	事業名					
清掃費	総務費	職員人件費	366,709,392	374,003,225	363,616,701	359,803,515	332,747,619
		会計年度任用職員人件費	0	3,888,370	5,795,829	0	8,975,634
		小 計	366,709,392	377,891,595	369,412,530	359,803,515	341,723,253
	塵芥処理費	廃棄物処理企画調整事業	757,357	4,505,200	648,597	17,143,676	5,219,456
		リサイクル推進事業	344,566,577	355,537,103	378,102,643	384,892,046	415,978,268
		不法投棄等対策事業	3,518,792	3,224,202	3,265,584	3,787,821	4,575,550
		塵芥収集事業	545,178,125	554,755,537	559,563,378	601,554,484	561,077,176
		清掃センター業務管理事業	44,999,408	53,268,055	43,443,982	221,942,858	112,453,755
		埋立処分地施設管理事業	172,015,294	205,073,266	246,644,155	158,253,049	154,776,559
		粗大ごみ処理施設管理事業	17,605,827	16,657,368	15,496,377	15,910,868	23,563,344
		浸出水処理施設管理事業	64,193,067	63,606,676	64,149,169	44,770,681	51,280,347
		焼却炉施設管理事業	1,091,049,148	1,035,762,560	1,048,435,178	1,306,446,335	1,347,291,047
		小 計	2,283,883,595	2,292,389,967	2,359,749,063	2,754,701,818	2,676,215,502
	処理尿費	し尿処理事業	17,270,812	31,984,579	31,336,081	31,434,268	32,991,972
		衛生センター施設管理事業	122,274,646	126,529,528	134,575,312	150,282,320	152,131,702
		小 計	139,545,458	158,514,107	165,911,393	181,716,588	185,123,674
	合 計 (A)		2,790,138,445	2,828,795,669	2,895,072,986	3,296,221,921	3,203,062,429
基金費	クリーン基金費	クリーン基金積立金	116	59	62	51	廃止
一般会計決算額 (B)			59,732,565,778	78,357,959,213	66,799,744,759	70,539,024,461	67,411,177,881
一般会計決算額に占める清掃費の割合 (A/B)			4.67%	3.61%	4.33%	4.67%	4.75%

※塵芥処理費の各事業に含まれていた臨時的任用職員の賃金は、令和2年度から清掃総務費の会計年度任用職員人件費へ。

第五節 処理経費

1. ごみ処理経費

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口（人）	200,275	202,561	203,524	204,818	205,965
総収集量（t）	54,658.13	55,340.86	55,684.29	54,740.79	53,023.07
◇建設・改良費（千円）	1,009	0	0	0	0
工事費（千円）	1,009	0	0	0	0
処理及び維持管理費（千円）	2,474,530	2,498,352	2,574,762	2,801,134	2,890,329
人件費（千円）	351,057	356,131	349,028	337,677	317,283
処理費（千円）	479,015	433,763	482,165	621,145	651,926
車両等購入費（千円）	0	0	2,784	3,743	6,103
委託費（千円）	1,644,458	1,708,458	1,740,785	1,838,569	1,915,017
◇その他（千円）	157,578	149,964	133,779	274,485	98,585
合計（千円）	2,633,117	2,648,316	2,708,541	3,075,619	2,988,914
ごみ処理経費全体					
1人あたり（円）	13,148	13,074	13,308	15,016	14,512
1トンあたり（円）	48,174	47,855	48,641	56,185	56,370
処理及び維持管理費のみ（◇除く）					
1人あたり（円）	12,356	12,334	12,651	13,676	14,033
1トンあたり（円）	45,273	45,145	46,239	51,171	54,511

※「建設・改良費」、「処理及び維持管理費」、「その他」については、一般廃棄物処理事業実態調査より記載（災害廃棄物等の処理含む）。

※人口は年度末3月31日時点の数値。

2. し尿処理経費

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿等処理量（kl）	11,196	10,849	10,508	10,649	11,367
建設・改良費（千円）	0	0	0	0	0
工事費（千円）	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費（千円）	153,796	177,215	185,862	218,804	209,232
人件費（千円）	15,377	19,708	20,835	22,549	24,686
処理費（千円）	23,083	19,734	21,410	29,276	28,748
委託費（千円）	115,336	137,773	143,617	166,979	155,798
その他（千円）	1,128	1,007	884	1,962	4,916
合計（千円）	154,924	178,222	186,746	220,766	214,148

※「建設・改良費」、「処理及び維持管理費」、「その他」については、一般廃棄物処理事業実態調査より記載。

第三章 ごみ処理事業

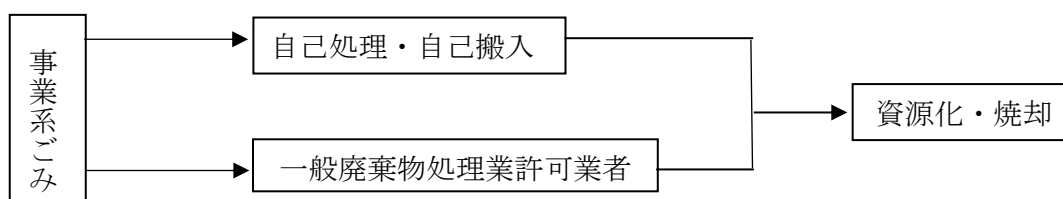
第一節 収集・処理体制

1. 家庭系ごみの収集・処理体制

区分	主な品目	排出方法	収集回数	収集方法	収集体制	処理方法
可燃ごみ	厨芥類 資源物に出せない紙・布類 プラスチック類 革製品 草木類など	指定ごみ袋 ※少量の枝木（太さ7cm以下で、長さ50cm以下）は、ひもで束ねて排出	週3回	ステーション収集	委託 （八千代清掃事業協同組合）	焼却後資源化 焼却後埋立
不燃ごみ	小型電化製品 ガラス・陶磁器類など	指定ごみ袋	月2回	ステーション収集	委託 （八千代清掃事業協同組合）	資源化・埋立
有害ごみ	乾電池 蛍光灯 水銀体温計など	指定ごみ袋 ※乾電池は透明な袋での排出も可				資源化
資源物	紙類 （新聞紙、雑誌類、ダンボール、雑がみ）	ひもで十字に縛る ※雑がみは紙袋に入れての排出も可	週1回	ステーション収集	委託 （八千代清掃事業協同組合、八千代資源回収事業協同組合）	資源化
	布類					
	びん類	コンテナ				
	缶・金属類					
	ペットボトル	網袋	週1回	ステーション収集	委託 （八千代清掃事業協同組合、八千代資源回収事業協同組合）	
		回収ボックス	随時	拠点回収	市	
	紙パック	ひもで十字に縛る	週1回	ステーション収集	委託 （八千代清掃事業協同組合、八千代資源回収事業協同組合）	
		回収ボックス	随時	拠点回収	市	
	白色トレイ	回収ボックス	随時	拠点回収	市	
	廃食用油	回収ボックス	随時	拠点回収	市	
粗大ごみ	大型家具類、布団類、自転車、ソファなど ※指定ごみ袋（20リットル用）の口が結べない、又は、はみ出してしまう大きさのもの	指定された日時・場所に粗大ごみ処理券を貼付し排出	リクエスト収集 ※事前申込が必要	戸別収集	委託 （八千代清掃事業協同組合）	資源化・焼却

- ・八千代市清掃センターへの自己搬入も可。集積場所への排出方法と同様の排出方法で搬入。
- ・剪定や引越し、大掃除等が出る多量のごみは、集積場所への排出は不可。八千代市清掃センターへの自己搬入又は八千代市一般廃棄物処理業許可業者へ処理を依頼。

2. 事業系ごみの収集・処理体制



3. 一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者一覧

<収集運搬業>

(令和6年3月31日現在)

No.	許可業者	所在地	備考
1	㈸八千代塵芥社	八千代市神野742	
2	㈸岡清掃	八千代市吉橋2678-1	
3	㈱十河サービス	東京都板橋区南常盤台1-18-7	
4	山本産業㈱	柏市酒井根2-6-11	
5	㈱丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3-5-38	
6	㈱京葉総業	船橋市高根町2712-1	
7	㈱ハセガワ	習志野市大久保1-6-2	
8	㈸タウンクリーン	佐倉市西志津3-1-4-101	営業所所在地：八千代市勝田台1-26-11
9	みどり産業㈱	市原市五井9093-3	
10	船橋興産㈱	船橋市高瀬町31-2	
11	㈱ヤマウチ	船橋市三咲3-6-13	
12	花園産業㈸	千葉市花見川区畑町539-27	
13	㈱サン・クリーンサービス	千葉市稲毛区山王町289-1	営業所所在地：八千代市上高野字笠立1950-1、1933-8
14	㈱北辰産業	四街道市四街道1544-2	
15	㈱ダスティ	千葉市花見川区犢橋町1688	
16	㈸橋本	習志野市東習志野6-16-26	
17	㈱京葉エナジー	千葉市稲毛区長沼原町716-2	
18	㈱市川環境エンジニアリング	市川市田尻2-11-25	営業所所在地：八千代市神久保166
19	㈱サムズ	松戸市松飛台286-5	感染性以外の紙おむつ
20	㈸市川胞衣社	市川市若宮3-30-13	胞衣及び産褥汚物
21	中央木材産業㈱	八千代市米本1129-3	木くず

<処分業>

No.	許可業者	施設所在地	備考
1	㈱サン・クリーンサービス	八千代支店 八千代市上高野字木戸場1728-6	・廃プラスチック類(ペットボトルに限る)
		資源リサイクルセンター 八千代市上高野字笠立1950-1、1933-8	・自社処理施設で手分解により処理可能なもの(「特定家庭用機器再商品化法」における対象品目を含む)
2	中央木材産業㈱	八千代市米本1129-3	木くず

第二節 収集・処理実績

1. 年度別ごみ排出量実績

①年度別ごみ排出量の推移

(単位：t)

区 分	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人口(人)	200,275	202,561	203,524	204,818	205,965
家庭系ごみ	可 燃	34,166.90	35,358.51	34,867.09	34,118.44	33,085.85
	不 燃	856.83	983.57	803.49	874.59	872.09
	有 害	58.54	61.89	58.36	58.17	51.96
	粗 大	1,140.51	1,306.05	1,793.18	1,671.35	1,627.32
	資 源 物	6,238.10	6,780.07	6,575.79	6,401.58	6,202.63
	小 計 (A)	42,460.88	44,490.09	44,097.91	43,124.13	41,839.85
事業系ごみ	可 燃	11,710.68	10,435.46	11,191.11	11,351.38	11,022.30
	不 燃	7.60	1.72	0	0.11	0.98
	有 害	2.03	1.39	1.47	1.21	0.92
	粗 大	425.67	373.94	356.53	219.48	114.85
	小 計 (B)	12,145.98	10,812.51	11,549.11	11,572.18	11,139.05
その他	不法投棄	18.50	15.85	13.58	14.65	12.95
	ボランティア	32.78	22.41	23.69	29.84	31.11
	小 計 (C)	51.28	38.26	37.27	44.49	44.06
リサイクル量	資 源 物	6,238.10	6,780.07	6,575.79	6,401.58	6,202.63
	不燃・粗大ごみ等 中間処理後資源物	3,474.36	3,721.67	3,459.90	2,360.01	2,231.47
	集団回収(D)	1,637.21	1,547.85	1,499.13	1,381.78	1,258.56
	小 計 (E)	11,349.67	12,049.59	11,534.82	10,143.37	9,692.66
災害廃棄物	粗大・家庭系(F)	-	-	0.01	0.00	0.12
ごみ排出量(G) (A) + (B) + (C) + (F)		54,658.13	55,340.86	55,684.29	54,740.79	53,023.07
ごみ総排出量(H) (D) + (G)		56,295.34	56,888.71	57,183.42	56,122.57	54,281.63
リサイクル率(集団回収を除く)(%) {(E) - (D)} / (G)		17.8	19.0	18.0	16.0	15.9
リサイクル率(%) (E) / (H)		20.2	21.2	20.2	18.1	17.9
※下段：千葉県平均		21.3	22.0	22.7	22.6	-
市民1人1日 あたり (g/人・日)	ごみ排出量(I)	745.67	748.51	749.59	732.23	703.38
	※下段：目標値	(731)	(721)	[729.7]	[716.8]	[704.1]
	ごみ総排出量	768.01	769.44	769.77	750.72	720.08
	資源物(J)	85.10	91.70	88.52	85.63	82.28
	資源物を除く (I) - (J)	660.57	656.81	661.07	646.60	621.10

※ () 内の数値は、平成 28 年 3 月改定の八千代市一般廃棄物処理基本計画での目標値を記

載。

※ [] 内の数値は、令和 3 年 3 月策定の八千代市一般廃棄物処理基本計画での目標値を記載。

※リサイクル率（集団回収を除く）……集団回収を除いたリサイクル量÷ごみ排出量で算出

※リサイクル率……リサイクル量÷ごみ総排出量で算出

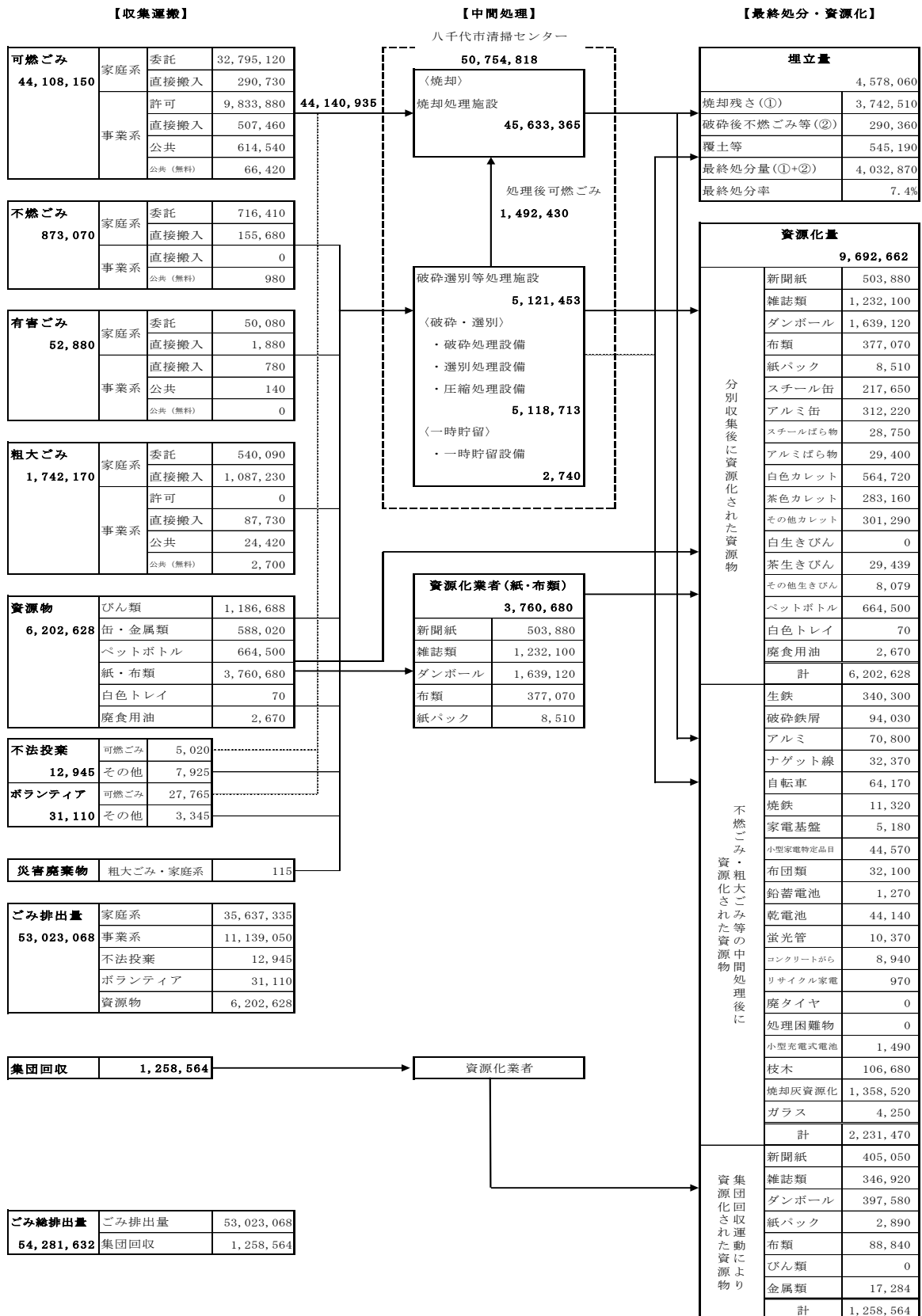
※市民 1 人 1 日あたりの排出量（ごみ排出量、ごみ総排出量、資源物）

……排出量（ごみ排出量、ごみ総排出量、資源物）÷人口÷暦年×1,000,000 で算出

※各項目において、小数第 3 位を四捨五入しているため、各項目の合計がごみ排出量及びごみ総排出量の数値と合わない場合がある。

②ごみ処理フロー図

(単位：k g)



※公共は、市役所庁舎及び教育委員会等の公共施設から排出されたごみ。

※公共（無料）は、し尿汚泥等。

③リサイクル量の推移

(単位：k g)

区		分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
分別収集後に資源化された資源物	紙・布類	新聞紙	633,640	565,080	565,940	533,700	503,880
		雑誌類	1,299,790	1,351,720	1,273,480	1,249,580	1,232,100
		ダンボール	1,408,820	1,702,390	1,681,330	1,646,090	1,639,120
		布類	415,290	486,610	429,480	385,900	377,070
		紙バック	9,390	9,620	5,880	7,630	8,510
		小計	3,766,930	4,115,420	3,956,110	3,822,900	3,760,680
	缶・金属類	スチール缶	240,930	259,390	247,050	226,415	217,650
		アルミ缶	312,510	354,870	354,960	344,090	312,220
		スチールばら物	39,930	42,930	41,375	33,070	28,750
		アルミばら物	31,810	38,830	34,530	31,820	29,400
		小計	625,180	696,020	677,915	635,395	588,020
	びん類	白色カレット	595,380	582,360	494,460	488,180	564,720
		茶色カレット	288,880	278,470	248,700	228,960	283,160
		その他カレット	340,030	436,880	510,180	531,490	301,290
		白生きびん	873	873	583	291	0
		茶生きびん	38,612	40,918	36,946	29,594	29,439
		その他生きびん	11,274	10,983	10,777	9,325	8,079
小計		1,275,049	1,350,484	1,301,646	1,287,840	1,186,688	
プラスチック類	ペットボトル	567,920	614,780	636,550	652,240	664,500	
	白色トレイ	320	110	160	260	70	
	小計	568,240	614,890	636,710	652,500	664,570	
廃食用油		2,700	3,260	3,410	2,940	2,670	
合計		6,238,099	6,780,074	6,575,791	6,401,575	6,202,628	
不燃ごみ・資源化された資源物の中間処理後に	生鉄		398,110	494,720	466,950	421,430	340,300
	破碎鉄屑		66,170	79,680	94,370	105,740	94,030
	アルミ		70,120	81,240	80,040	71,170	70,800
	ナゲット線		33,740	38,820	37,170	32,380	32,370
	自転車		65,130	88,570	81,440	64,680	64,170
	焼鉄		89,060	82,760	59,600	44,260	11,320
	家電基盤		6,560	7,340	7,760	3,420	5,180
	小型家電特定品目		23,670	33,620	33,100	33,130	44,570
	布団類		67,180	58,850	59,270	54,470	32,100
	鉛蓄電池		0	0	0	0	1,270
	乾電池		45,540	48,270	46,420	49,760	44,140
	蛍光管		12,910	13,260	14,510	14,110	10,370
	コンクリートがら		0	1,920	11,260	0	8,940
	リサイクル家電		1,930	1,940	400	830	970
	廃タイヤ		0	0	1,740	0	0
	処理困難物		270	270	370	0	0
	小型充電式電池		0	1,060	1,137	1,920	1,490
	枝木		208,640	179,400	180,250	123,490	106,680
	焼却灰資源化		2,370,010	2,492,980	2,262,830	1,325,540	1,358,520
	ガラス		15,320	16,970	21,280	13,680	4,250
合計		3,474,360	3,721,670	3,459,897	2,360,010	2,231,470	
資源集団回収運動による資源物	新聞紙		623,530	516,580	516,240	467,470	405,050
	雑誌類		476,450	455,630	409,330	374,115	346,920
	ダンボール		405,300	435,970	444,880	419,710	397,580
	紙バック		-	-	-	2,810	2,890
	布類		116,460	124,340	110,950	100,105	88,840
	びん類		0	0	0	0	0
	金属類		15,465	15,329	17,728	17,573	17,284
	合計		1,637,205	1,547,849	1,499,128	1,381,783	1,258,564
総合計		11,349,664	12,049,593	11,534,816	10,143,368	9,692,662	

④主体別ごみ排出量の推移

(単位：t)

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
市		774.14	887.14	707.57	-	-
委 託		40,846.22	42,622.18	41,824.41	41,585.38	40,301.59
許 可		10,873.97	9,544.49	10,247.48	10,119.48	9,833.88
直接搬入	家庭系	837.82	977.51	1,562.51	1,535.55	1,535.52
	事業系	533.01	501.03	531.32	650.82	595.97
そ の 他		792.98	808.51	811.00	849.57	756.11
集団回収		1,637.21	1,547.85	1,499.13	1,381.78	1,258.56
ごみ排出量 (集団回収を除く)		54,658.13	55,340.86	55,684.29	54,740.79	53,023.07
ごみ総排出量		56,295.34	56,888.71	57,183.42	56,122.57	54,281.63

※その他は、公共施設から排出されたごみ、災害や火災等に罹災し発生したごみ、不法投棄やボランティア清掃等により発生したごみの収集量。

※各項目において、小数第３位を四捨五入しているため、各項目の合計がごみ排出量及びごみ総排出量の数値と合わない場合がある。

２．年度別ごみの組成

(単位：%)

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
可 燃 ご み	紙類		33. 1	33. 5	34. 6	34. 4	39. 8
	布類		7. 1	5. 9	5. 2	7. 1	7. 6
	厨芥類		25. 2	24. 7	32. 2	29. 4	22. 7
	草木類		10. 1	8. 6	5. 4	7. 0	8. 1
	プラスチック		20. 1	22. 8	18. 6	18. 4	18. 8
	その他		3. 1	3. 1	2. 1	2. 7	2. 1
	不燃ごみ		1. 3	1. 4	1. 9	1. 0	1. 0
	計		100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0
不 燃 ご み	不 燃 系	金属類	23. 1	30. 7	33. 2	28. 6	31. 4
		ガラス類	13. 8	15. 1	12. 9	13. 3	13. 2
		その他	29. 3	27. 2	23. 8	22. 5	24. 3
		小計	66. 2	73. 0	69. 9	64. 4	68. 9
	可 燃 系	紙類	1. 2	0. 4	0. 4	0. 7	0. 4
		布類	0. 3	1. 0	0. 4	0. 9	0. 9
		プラスチック	29. 7	23. 4	28. 4	32. 8	29. 1
		その他	2. 6	2. 2	0. 9	1. 2	0. 8
		小計	33. 8	27. 0	30. 1	35. 6	31. 2
	計		100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

※湿ベース（水分を含んだ搬入時の状態）による測定値。

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがある。

※昭和 52 年 11 月 4 日付環整第 95 号別紙 2 のゴミ分析方法により、可燃ゴミについてはゴミピットからの採取、不燃ゴミについては収集・運搬車両からの採取をそれぞれ年 4 回行った平均値。

3. 年度別埋立量

(単位：t)

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
焼却残さ(①)	2,687.82	2,749.46	2,928.53	3,659.79	3,742.51
破碎後不燃ゴミ等(②)	338.05	432.31	368.83	307.16	290.36
覆土等	485.18	881.12	703.91	692.06	545.19
最終処分量(①+②)	3,025.87	3,181.77	3,297.36	3,966.95	4,032.87
ゴミ総排出量	56,295.34	56,888.71	57,183.42	56,122.57	54,281.63
最終処分率(%)	5.4	5.6	5.8	7.1	7.4

※最終処分率(%) ……最終処分量÷ゴミ総排出量で算出

4. 動物の死体処理

動物の死体は、清掃センターにおいて処理。飼い犬、飼い猫などペットの場合は有料。

令和元年 10 月 1 日からは、収集する場合は一体につき 2,060 円、搬入する場合は一体につき 1,030 円。

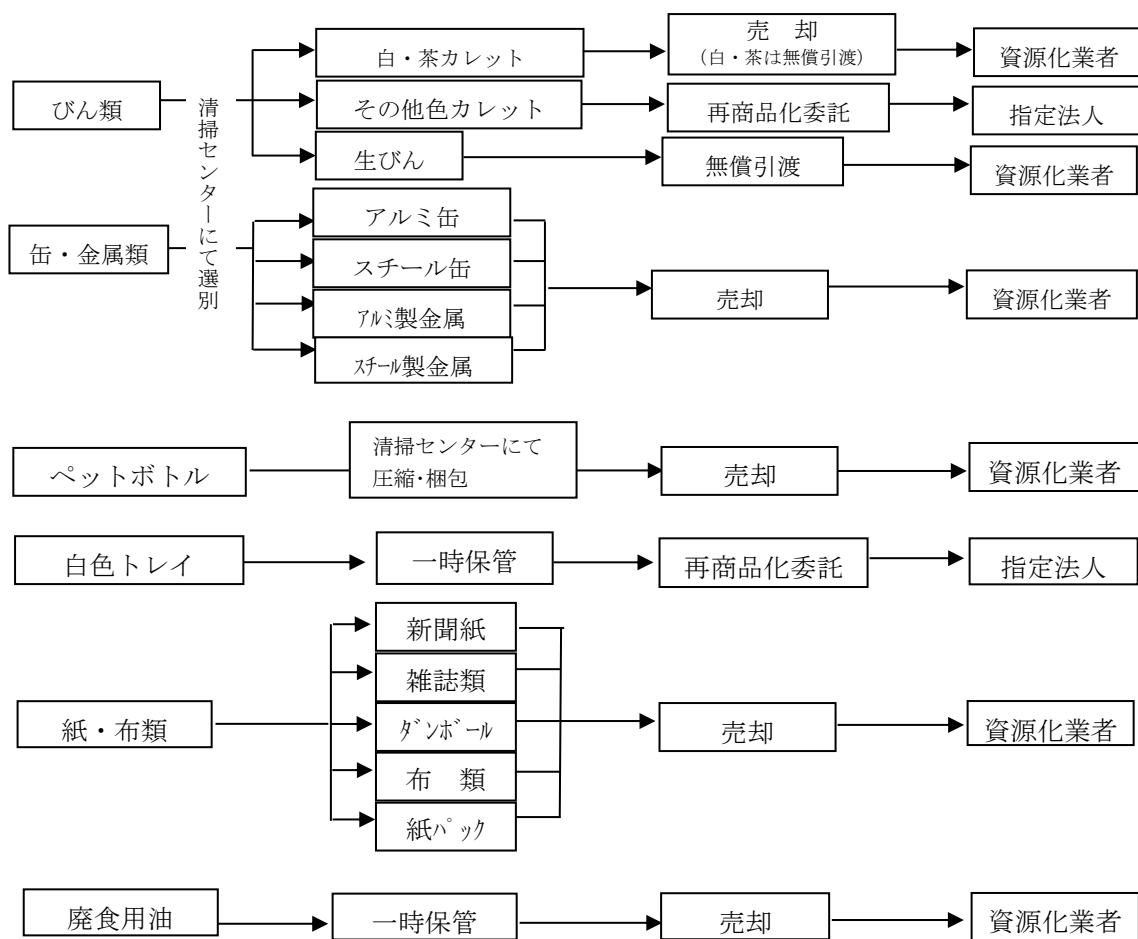
動物死体の年度別処理量

(単位：体)

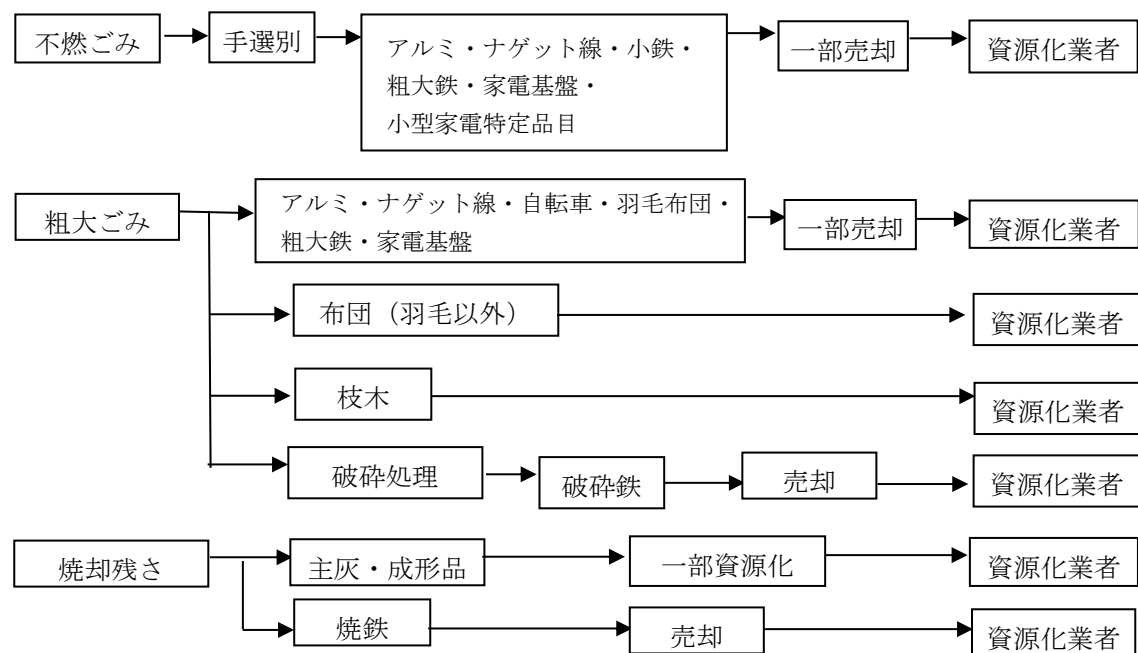
区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
処理件数	781	691	749	641	667

第三節 ごみ減量・再資源化の推進

1. 資源化フロー図



清掃センター資源化フロー図



2. 集団回収

市に登録した自治会やPTA、子ども会などの団体が、古紙、布類、アルミ缶などの資源物を資源回収登録業者に売却することを資源回収（集団回収）といいます。

本市では昭和52年から資源回収実施団体に助成金を交付する制度を制定し、推進してきました。現在は、資源回収実施団体に対し奨励金（1kgにつき4円）を交付し、資源回収実施団体は資源物の売却代金と合わせ活動費の一部としています。また、資源回収登録業者に対しても1kgにつき4円の特別協力金を交付しています。

令和5年度実施状況	資源回収登録業者	7業者
	資源回収実施団体	86団体

- ・八千代市資源回収奨励金交付要綱
- ・八千代市資源回収事業特別協力金交付要領

3. 生ごみたい肥化容器等購入費補助金制度

平成6年8月から、家庭から排出される生ごみの減量に向けた取り組みとして生ごみたい肥化容器の購入者に対して一基につき3,000円を限度に購入価格の6割の補助金を交付しています。

平成8年1月から電気式生ごみ処理機も補助対象となり、平成12年4月からは、電気式生ごみ処理機に対する補助金額の上限額を一基につき20,000円に変更しました。

- ・八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付要綱

生ごみたい肥化容器等補助件数推移

（単位：基）

年度	EM容器	コンポスト	電気式生ごみ処理機	合計
令和元年度	13	11	20	44
令和2年度	5	2	24	31
令和3年度	5	9	25	39
令和4年度	3	15	24	42
令和5年度	0	9	30	39

4. 廃棄物減量等推進員

多くの市民の参加のもと廃棄物の適正処理及び減量化の推進を図るため、廃棄物減量等推進員制度を平成6年度に設置し、地域におけるごみの減量の啓発活動等を推進しています。

令和5年度の委嘱人数は、96人。

- ・八千代市廃棄物減量等推進員要領

5. 再くるくん協力店

平成11年9月から市民・事業者との相互協力によるごみの減量化や、資源化の促進及び市民のごみに対する意識高揚を図ることを目的として、一定の要件を満たしている事業所を「再くるくん協力店」として認定していました。

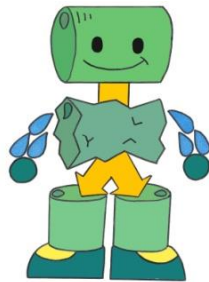
平成28年4月には市民にとってよりわかりやすい制度にするため、認定要件の見直しを行い、回収品目による評価点数を設け、評価点による星の数で再くるくん協力店の取り組みをわかりやすくしました。

令和6年3月末時点 19店舗

- ・八千代市ごみ減量協力店制度実施要領

認定要件（次に掲げる要件をすべて満たす）

- （1）店頭において市が定める資源物を回収し、自らのルートにより資源化している。
- （2）店舗でごみの減量及び資源化に係る取組みを積極的に行っている。



再くるくん

6. 「アフターメダルプロジェクト」への参加

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の成果をレガシーとして活用し、自治体、認定事業者等と連携した「アフターメダルプロジェクト」に参加し、平成31年4月からクリーン推進課窓口、文化・スポーツ課窓口、清掃センター受付及び事務所に、家庭で不要となった携帯電話・スマートフォンの回収ボックスを設置しました。

令和5年度回収量 749台 90.0kg（その他小型家電5.3kg含む）

7. ゴミゼロ運動

市では、ポイ捨てを撲滅し市内の環境美化を図るとともに、市民の地球環境美化及びごみの排出抑制に対する意識の向上を図ることを目的として、ゴミゼロ運動を行っています。この運動は、国が制定した「ごみ減量・リサイクル推進週間」に係る事業に合わせて、5月30日から6月5日の期間に実施しています。

8. リサイクルフェア

10月の「3R推進月間」の活動の一環として開催し、市民へリサイクル情報等の提供を行い、意識向上を図っています。

※令和5年度は八千代どんと祭2023において実施。

9. 八千代フリーマーケット

八千代フリーマーケット実行委員会の主催により、ごみの減量化及びリサイクル等の意識向上を図ることを目的としてフリーマーケットを開催しています。

※令和5年度は市役所駐車場にて10月に実施。

10. ごみの減量化及びリサイクルに関する学習会

八千代市廃棄物減量等推進員との協働事業としてごみの減量とリサイクルの推進を図る目的で、区・町会又は自治会と連携して「ごみ減量学習会」を実施しています。また、子どもたちからごみの減量やリサイクルに対する意識を持ってもらうため、小学校に出向いて出前講座を実施しています。

令和5年度実施回数 自治会1回 小学校17回 その他団体等0回

参加人数 1,397人

11. 清掃センター施設見学会

ごみ処理施設の現場を小学生や市民に直接見てもらい、ごみの分別と処理の現状及びごみ減量の重要性を理解してもらうために見学会を実施しています。

令和5年度実施回数 小学校2回 その他団体3回 個人3回

参加人数 251人

第四節 その他

1. 家庭系ごみの有料化

①有料指定ごみ袋制度の導入

ごみの減量化や分別の促進、受益者負担の適正化を図るため、増大するごみ処理費用の一部を一般廃棄物処理手数料として一部負担していただく有料指定ごみ袋制度を平成 12 年 7 月 1 日から導入しました。対象となるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみです。

また、平成 16 年 12 月 1 日に現行の手数料に改定し、平成 23 年 8 月 1 日から指定ごみ袋 10 リットル(可燃ごみ専用)を導入しました。

指定ごみ袋の種類		一般廃棄物処理手数料		令和 5 年度交付（販売）枚数
可燃ごみ専用	10 リットル	170 円	1 組 20 枚	1,148,860 枚
	20 リットル	120 円	1 組 10 枚	2,893,380 枚
	30 リットル	180 円		3,505,330 枚
	40 リットル	240 円		5,087,560 枚
不燃・有害ごみ専用	20 リットル	120 円		396,710 枚

※上記の手数料の額には消費税及び地方消費税を含む。

②粗大ごみ処理有料化

ごみの減量化や受益者負担の適正化を図るため、平成 17 年 7 月 1 日より粗大ごみの処理を有料としました。

令和 2 年 1 月には、清掃センターへ搬入するときの手数料を品目別の点数制から従量制へ変更し、収集するときの手数料については 900 円の区分を新設しました。

	粗大ごみ処理手数料
搬入するときの処理手数料	10 kgにつき 150 円 (10 kgに満たないときは 150 円)
収集するときの処理手数料	品目別に 300 円、600 円又は 900 円

※上記の手数料の額には消費税及び地方消費税を含む。

- ・ 令和 5 年度 粗大ごみ処理券交付枚数 62,946 枚
- ・ 令和 5 年度 粗大ごみ処理量 1,627,320kg

2. 不法投棄防止対策及び処理

①不法投棄連絡員の委嘱

不法投棄連絡員を市民から公募して委嘱しています。不法投棄の通報や不法投棄の防止のための施策にご協力いただき、市と連携した監視体制をとっています。

(令和6年3月末時点：14人)

②監視カメラの導入

不法投棄の抑止、証拠の撮影のために、新たに不法投棄常習箇所へ24時間監視可能なカメラを3台設置しました。

③不法投棄防止条例

平成14年10月1日から「八千代市不法投棄防止条例」が施行されました。この条例は、市内において環境美化に対する意識啓発を行い、不法投棄による環境破壊やごみの散乱を防止するために必要な事項を定め、市、市民、滞在者等、事業者及び土地所有者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境を確保することを目的としています。

④不法投棄物の撤去処理

環境美化の推進を目的として、不法投棄物撤去処理業務を行っています。令和5年度は、12,945 kgの不法投棄物を撤去処理しました。

⑤不法投棄受付専用電話（FAX）の設置

市民からの通報用として、フリーダイヤルの受付電話を平成15年度に設置し、利便性を高めました。フリーダイヤル番号 0120-844-530

⑥不法投棄対策班の設置

不法投棄対策の推進を図るため、クリーン推進課内に「不法投棄対策班」を平成15年10月1日に設置しました。

⑦不法投棄対策連絡会議の設置

不法投棄対策に係る庁内の連絡体制の強化を図るため、関係課長を委員とする連絡会議を平成15年12月1日に設置しました。

⑧不法投棄夜間パトロールの実施

日中のパトロールと併せて不法投棄防止の観点として、5月、7月、9月、11月、12月、1月、3月による夜間パトロールを実施しました。

3. ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼であることから、ごみの定量供給による安定燃焼や高温（850℃以上）を維持した完全燃焼などによる発生抑制と、活性炭噴霧装置や濾過式集塵器などによりダイオキシン類の削減を図っています。

清掃センターのダイオキシン類測定状況

①焼却炉

年度	炉区分	回数	測定日	測定結果	排出基準
令和5年度	1号煙突	4回	4/27	1.40	5ng-TEQ/N m ³
			8/9	0.40	
			11/1	0.75	
			1/19	0.47	
	2号煙突	4回	5/30	0.55	
			9/6	0.19	
			11/30	0.25	
			2/28	0.049	
	3号煙突	4回	4/19	0.0029	0.1ng-TEQ/N m ³
			7/13	0.0028	
			10/5	0.00015	
			12/28	0.023	

※平成14年12月1日からの排出基準

1・2号焼却炉 5ng-TEQ/N m³

3号焼却炉 0.1ng-TEQ/N m³

②浸出水処理施設

年度	測定日	測定結果	排出基準
令和5年度	4/26	0	10pg-TEQ/L
	10/12	0.000057	

第四章 し尿処理事業

第一節 収集・処理体制

1. し尿・浄化槽汚泥の収集・処理体制

し尿の収集・運搬については、公益社団法人船橋市清美公社に委託しており、浄化槽汚泥の収集・運搬については、市の許可する浄化槽清掃業者が行っています。

処理については、八千代市衛生センターにおいて処理しています。

近年のし尿汲取り人口は減少しています。収集処理量は、大型物流倉庫の建設に伴う仮設便所の設置などの影響により増減を繰り返しています。

なお、浄化槽汚泥の処理量については、ほぼ横ばいで推移しています。し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料は下記のとおりです。

人 頭 制	従 量 制
- し尿の処理手数料 - 作業 1 回につき 1 人～2 人世帯 520 円 3 人～4 人世帯 820 円 5 人～6 人世帯 1,140 円 7 人以上の世帯 1,440 円	- し尿の処理手数料 - 店舗、事業所、学校、寮その他これらに準ずるもの 10ℓにつき 70 円 - 仮設便所で臨時に収集するもの 10ℓにつき 110 円 - 浄化槽汚泥の処理手数料 100ℓにつき 120 円

※上記の手数料の額には消費税及び地方消費税を含む。

※し尿の処理手数料は2か月分を奇数月に、浄化槽汚泥の処理手数料は毎月請求する。

2. 一般廃棄物（浄化槽汚泥等）処理業及び浄化槽清掃業許可業者一覧

（令和6年3月31日現在）

No.	許 可 業 者	所 在 地	備 考
1	(株)環衛コントロール	八千代市吉橋 239	
2	(有)八千代環境サービス	八千代市吉橋 1194-3	
3	(株)エイケン	船橋市米ヶ崎町 729	
4	(株)ヒット	東京都墨田区両国 4-19-2	営業所所在地：船橋市宮本 8-42-4
5	弘済商事(株)	習志野市大久保 1-8-13	営業所所在地：千葉市花見川区犢橋町 1615-12
6	丸徳環境(株)	千葉市稲毛区宮野木町 441-12	
7	(株)T E C	松戸市紙敷 599	
8	(株)森山工業	八千代市吉橋 3035	
9	(株)浄化槽センター	白井市根 294-33	

第二節 収集・処理実績

1. 生活排水処理形態別人口

(単位：人)

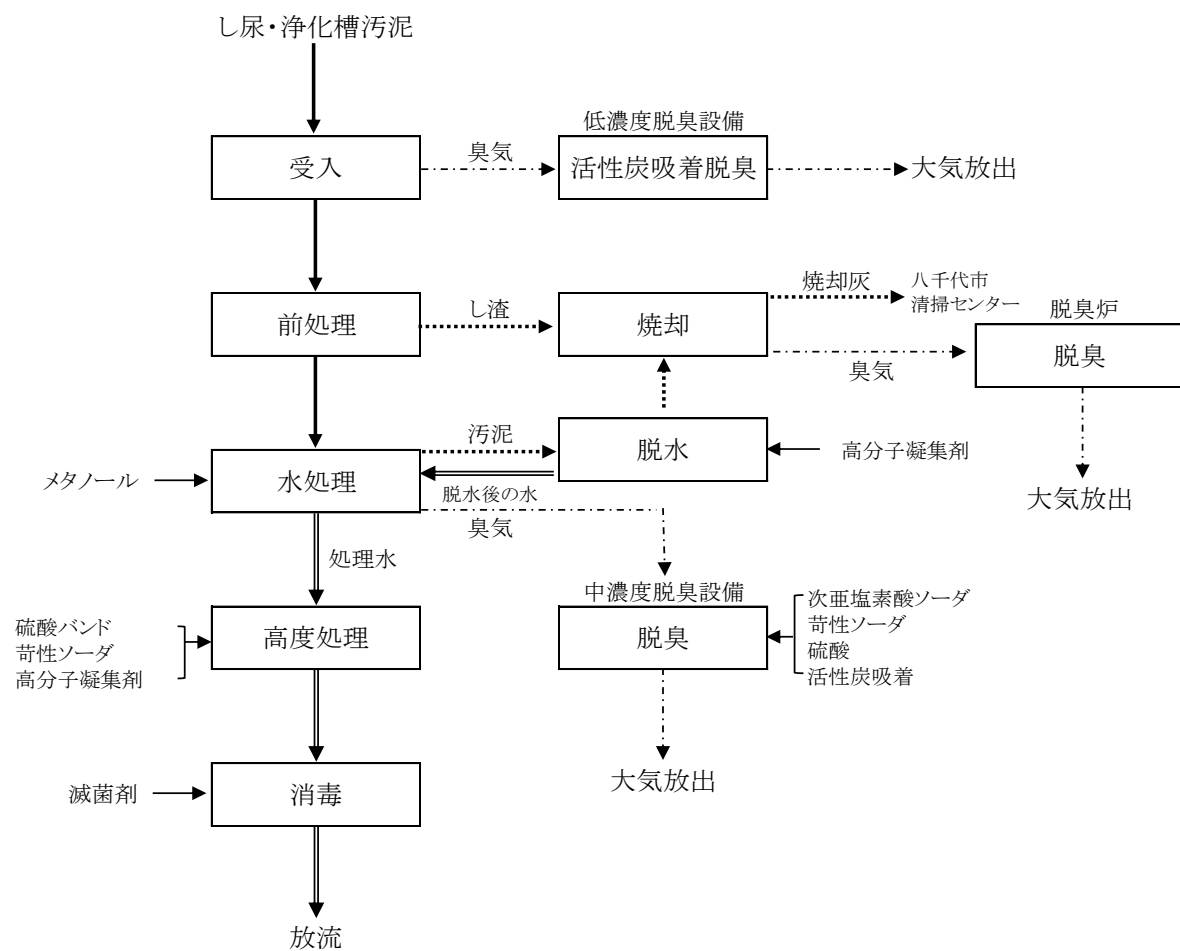
区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処 理 人 口		200,275	202,561	203,524	204,818	205,965
公共下水道	人口	183,497	185,828	186,807	188,042	189,330
	割合 (%)	91.6%	91.7%	91.8%	91.8%	91.9%
浄化槽	人口	16,157	16,188	16,240	16,331	16,202
	割合 (%)	8.1%	8.0%	8.0%	8.0%	7.9%
し尿汲み取り	人口	621	545	477	445	433
	割合 (%)	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%

2. 年度別処理量

(単位：kℓ)

区 分			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
し尿汲み取り	人頭制	件数	2,810	2,603	2,442	2,293	2,162
		処理量	515	413	389	377	426
	従量制	件数	2,957	2,799	2,745	2,639	2,593
		処理量	919	737	580	602	727
	小計	件数	5,767	5,402	5,187	4,932	4,755
		処理量	1,434	1,150	969	979	1,153
浄化槽汚泥処理量			9,762	9,699	9,539	9,670	10,214
処 理 量 計			11,196	10,849	10,508	10,649	11,367

3. し尿・浄化槽汚泥処理フロー図



第五章 資料

1. 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成5年12月24日

条例第27号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量（第8条—第14条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第15条—第22条）
- 第4章 一般廃棄物処理業等（第23条—第26条）
- 第5章 清潔の保持（第27条—第31条）
- 第6章 技術管理者の資格（第32条）
- 第7章 雑則（第33条—第36条）
- 第8章 罰則（第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の減量及び再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、及び地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって健康で快適な市民生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 集積場所 市長が家庭廃棄物の収集を行うために、家庭廃棄物を集積しておく所定の場所として規則で定めるところにより設置された場所をいう。

（平21条例24・一部改正）

(市長の責務)

第3条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、再利用等による一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市民の自主的な活動を支援しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用を図り、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に協力しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議するため、八千代市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 廃棄物処理業者

(3) 事業者

(4) 市民

(5) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(平20条例20・一部改正)

(廃棄物減量等推進員)

第7条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策への協力を行う。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

(市長による減量)

第8条 市長は、再利用の可能な物の分別収集を進めるとともに、一般廃棄物処理施設における資源の回収を行い、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市長は、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(資源回収等を行う者への協力要請及び支援)

第9条 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を行う者に必要な協力を求めるとともに、当該者を支援するよう努めるものとする。

(事業者による減量)

第10条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるとともに、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装及び容器の開発に努め、市民が商品の購入等に際して、包装及び容器を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(平16条例20・一部改正)

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第11条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者又は占有者で市の処理施設に廃棄物を搬入するものは、市長の指示に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者のうち事業系廃棄物を多量に排出する事業者で1日の平均排出量が100キログラム以上のもの（以下「多量排出事業者」という。）のうち市の処理施設に廃棄物を搬入するものは、市長の指示に従い、再利用を促進する等により、当該事業者から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者又は占有者及び多量排出事業者で市の処理施設に廃棄物を搬入

するものは、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 事業用大規模建築物の所有者又は占有者及び多量排出事業者で市の処理施設に廃棄物を搬入するものは、規則で定めるところにより、その事業系一般廃棄物の減量に関する計画書を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

(勧告)

第12条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は占有者及び多量排出事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は占有者及び多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(受入拒否)

第13条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は占有者及び多量排出事業者が前条の規定による勧告に従わないときは、当該建築物及び事業者から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(市民による減量)

第14条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団資源回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容、包装及び容器を勘案し、一般廃棄物の減量に配慮した商品を選択するように努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第15条 市長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示しなければならない。

(家庭廃棄物の処理)

第16条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

- 2 市長は、家庭廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務を市長が適当と認める者に委託することができる。

(土地占有者等の義務)

第17条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭廃棄物を自ら処分するよう努めなければならない。

- 2 占有者は、自ら処分しない家庭廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該家庭廃棄物を適正に分別し、保管し、市長が指定する袋に収納し、集積場所に搬出する等市長が行う収

集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 占有者は、集積場所において家庭廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭を発することのないようにするとともに、集積場所を清潔にしておかなければならない。

4 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性のあるもの

(2) 爆発、引火、感染等の危険性があるもの

(3) 著しく悪臭を発するもの

(4) 前3号に定めるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの

5 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(平11条例24・平21条例24・一部改正)

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第17条の2 市長又は市長が指定した者以外の者は、前条第2項の規定により集積場所に搬出された家庭廃棄物のうち、びん、缶、古紙その他の再利用の対象となる物として規則で定めるもの（以下「資源物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長又は市長が指定した者以外の者が前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平21条例24・追加)

(事業者の義務)

第18条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

3 事業者は、その建物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第19条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を指示することができる。

(受入基準の遵守等)

第20条 一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、搬入者が前項の受入基準に従わない場合には、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(手数料)

第21条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表のとおりとする。

2 産業廃棄物の処理に要する費用は、別表を準用するものとする。

3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第1項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既に納付した第1項に規定する手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平16条例20・一部改正)

(適正処理困難物の指定等)

第22条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

第4章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業等の許可申請)

第23条 法第7条及び第7条の2に規定する一般廃棄物処理業並びに浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第1項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(許可証の交付)

第24条 市長は、法令等の基準に適合し、かつ、適切と認めた者に対し、許可し、許可証を交付する。

2 前項の許可証の交付を受けた者が、当該許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(事業の停止)

第25条 市長は、第23条第1項に規定する許可を受けた者（一般廃棄物処理業の許可を受けた者に限る。）が法第7条の3各号のいずれかに該当するときは、同条の規定により、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、第23条第1項に規定する許可を受けた者（浄化槽清掃業の許可を受けた者に限る。）の事業の用に供する施設若しくはその者の能力が浄化槽法第36条第1号の基準に適合しなくなったとき、又はその者が同法第41条第2項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定により、6月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(平16条例20・全改)

(許可の取消し)

第25条の2 市長は、第23条第1項に規定する許可を受けた者（一般廃棄物処理業の許可を受けた者に限る。）が法第7条の4第1項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定により、その許可を取り消さなければならない。

2 市長は、第23条第1項に規定する許可を受けた者（一般廃棄物処理業の許可を受けた者に限る。）が法第7条の3第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、法第7条の4第2項の規定により、その許可を取り消すことができる。

3 市長は、第23条第1項に規定する許可を受けた者（浄化槽清掃業の許可を受けた者に限る。）の事業の用に供する施設若しくはその者の能力が浄化槽法第36条第1号の基準に適合しなくなったとき、又はその者が同法第41条第2項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定により、その許可を取り消すことができる。

(平16条例20・追加)

(許可申請手数料)

第26条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請する際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 20,000円
- (2) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 20,000円
- (3) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

(平10条例15・一部改正)

第5章 清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第27条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう努めなければならない。

(空き地等の管理)

第28条 空き地等を所有し、又は管理する者は、その空き地等にみだりに廃棄物が捨てられることのないように、その周囲に囲いを設ける等適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する者がその空き地等に廃棄物が捨てられたときには、その廃棄物を自らの責任で処理するよう指示することができる。

(投棄の禁止等)

第29条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

2 市長は、前項に違反する行為を防止するため、市民及び事業者に対して、意識の啓発を図る等必要な措置を講じなければならない。

(指導又は勧告)

第30条 市長は、第27条第1項又は前条第1項の規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第31条 市長は、第27条第1項又は第29条第1項の規定に違反した者が、前条の規定による指導又は勧告に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第6章 技術管理者の資格

(平24条例43・追加)

第32条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例43・追加)

第7章 雑則

(平24条例43・旧第6章繰下)

(報告の徴収)

第33条 市長は、法第18条及び浄化槽法第53条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(平24条例43・旧第32条繰下)

(立入検査)

第34条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に定めるもののほか、この条例の施

行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(平24条例43・旧第33条繰下)

(環境指導員)

第35条 市長は、前条第1項に規定する立入検査及び廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、環境指導員を置く。

- 2 環境指導員は、職員のうちから市長が任命する。

(平24条例43・旧第34条繰下)

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24条例43・旧第35条繰下)

第8章 罰則

(平21条例24・追加，平24条例43・旧第7章繰下)

第37条 第17条の2第2項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

(平21条例24・追加，平24条例43・旧第36条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

- 2 八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年八千代市条例第24号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例の規定に基づいてなされた一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可又は許可の申請は、この条例の相当規定に基づいてなされた一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

附 則（平成9年条例第32号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第6条の規定による改正後の八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の規定は、施行日以後の廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日の前日までの廃棄物の処

理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第15号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定及び別表1一般家庭等定額制による手数料の表に上記以外の家庭廃棄物の項を加える改正規定は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成12年規則第1号で平成12年7月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の別表の規定は、施行日以後の廃棄物の処分に係る手数料について適用し、施行日の前日までの廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第10号）

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条第2項の改正規定、第25条の改正規定及び第25条の次に1条を加える改正規定
公布の日

(2) 第21条に1項を加える改正規定及び別表の1一般家庭等定額制による手数料の表上記以外の家庭廃棄物（乾電池及び枝木を除く。）の項の改正規定 平成16年12月1日

(3) 別表の2事業所等従量制による手数料の表の改正規定（「（一般家庭から排出された粗大ごみを除く。）」を削る部分を除く。）及び次項の規定 平成17年4月1日

(4) 前3号に掲げる規定以外の規定 平成17年7月1日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の2事業所等従量制による手数料の表の上記以外の一般廃棄物の手数料に係る規定は、平成17年4月1日以後の事業系一般廃棄物の処分に係る手数料について適用し、同日前の事業系一般廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例別表の1一般家庭等定額制による手数料の表の粗大ごみを収集、運搬及び処分するときの手数料に係る規定は、平成17年7月1日以後に市に収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料から適用する。

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、平成21年 1 月15日から施行する。

附 則（平成21年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、目次の改正規定及び第 6 章の次に 1 章を加える改正規定は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年条例第 8 号）

この条例は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年条例第43号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年条例第25号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年条例第42号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和元年 1 0 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の 1 一般家庭等定額制による手数料の表し尿の項に定める手数料に係る規定は、令和元年 1 0 月 1 日以後に行うし尿の収集に係る手数料について適用し、同日前に行ったし尿の収集に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の 1 家庭廃棄物の手数料の表の粗大ごみを収集、運搬及び処分するときの手数料に係る規定は、令和 2 年 1 月 1 日以後に市に収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料から適用する。

別表（第21条第1項・第2項）

（平9条例32・平11条例24・平13条例10・平16条例20・平23条例8・平25条例25・平27条例42・令元条例8・一部改正）

1 家庭廃棄物の手数料

種別	取扱区分	手数料
し尿	一般家庭等で人員によるもの	1回につき
	2人まで	520円
	3人から4人まで	820円
	5人から6人まで	1,140円
	7人以上	1,440円
動物の死体	(1) 市長の指定する場所へ搬入するとき。	1体につき 1,030円
	(2) 収集、運搬及び処分するとき。	1体につき 2,060円
粗大ごみ	(1) 市長の指定する場所へ搬入するとき。	10キログラムにつき、150円（10キログラムに満たないときは、150円）
	(2) 収集、運搬及び処分するとき。	規則で定める品目別に300円、600円又は900円
上記以外の家庭廃棄物（乾電池及び枝木を除く。）	市長の指定する袋	10リットル用1枚につき 8円50銭
		20リットル用1枚につき 12円
		30リットル用1枚につき 18円
		40リットル用1枚につき 24円

備考 粗大ごみとは、20リットル用の市長の指定する袋に収納して排出することが困難な固形廃棄物をいう。

2 事業系一般廃棄物の手数料

種別	取扱区分	手数料
し尿	(1) 店舗、事業所、学校、寮その他これらに準ずるもの	10リットルにつき 70円
	(2) 仮設便所で臨時に収集するもの	10リットルにつき 110円
浄化槽汚泥	市長の指定する場所へ搬入するとき。	100リットルにつき 120円
上記以外の一般廃棄物	市長の指定する場所へ搬入するとき。	10キログラムにつき、270円（10キログラムに満たないときは、270円）

2. 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成 6 年 3 月 31 日

規 則 第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年八千代市条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(平 21 規則 1)

(廃棄物減量等推進審議会の会長及び副会長)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する八千代市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 4 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の会長への委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(審議会の庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、経済環境部クリーン推進課において処理する。

(平 9 規則 2・平 18 規則 41・一部改正)

(事業用大規模建築物)

第 7 条 条例第 11 条第 1 項に規定する事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、次に掲げる用途に供される部分の延べ床面積の合計が 3,000 平方メートル以上の建築物とする。

(1) 興行場、百貨店、集会場又は遊技場

(2) 店舗又は事務所

(3) 旅館又はホテル

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(廃棄物管理責任者選任届等)

第8条 条例第11条第3項に規定する廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任・変更届(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第11条第4項に規定する計画書の作成は、事業系一般廃棄物減量化計画書(第2号様式)により行うものとする。

3 第1項の廃棄物管理責任者選任・変更届及び前項の事業系一般廃棄物減量化計画書は、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

(勧告)

第9条 条例第12条又は第30条の規定による勧告は、勧告書(第3号様式)により行うものとする。

(受入拒否決定通知)

第10条 条例第13条に規定する事業系廃棄物の市の処理施設への受入拒否は、受入拒否決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(廃棄物処分申請)

第11条 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 前項による申請は、次の様式によるものとする。

- (1) し尿汲取 し尿汲取申請書・申請事項変更申請書(第5号様式)
- (2) 動物の死体処理 動物の死体処理申請書(第6号様式)
- (3) その他の一般廃棄物(集積場所に搬出するものを除く。)処理及び産業廃棄物処理 廃棄物処分申請書(第7号様式)

3 前項第1号の申請者は、住所、家族構成人員等申請内容に変更が生じたときは、し尿汲取申請書・申請事項変更申請書により、速やかにその旨を市長に申請しなければならない。

(平12規則2・一部改正)

(指定袋の基準等)

第11条の2 条例第17条第2項の市長が指定する袋(以下「指定袋」という。)は、汚水が漏れず、耐水性かつ内容物が認識できる程度の透明性を有するもので、次の表に定めるものとする。

指定袋の種類	容量
可燃ごみ専用袋(第7号様式の2)	10リットル用
	20リットル用
	30リットル用

	40リットル用
不燃・有害ごみ専用袋（第7号様式の3）	20リットル用

（平12規則2・追加，平23規則8・一部改正）

（集積場所の設置）

第11条の3 条例第2条第2項第5号に規定する集積場所の設置については，市民等の申出を受け，当該集積場所が市長が別に定める設置基準に適合すると市長が認めて行うものとする。

（平21規則23・追加）

（市長が指定した者）

第11条の4 条例第17条の2第1項の市長が指定した者は，次に掲げる者とする。

- (1) 市と家庭廃棄物の収集及び運搬に係る業務の委託契約を締結している者
- (2) 前号に掲げる者のほか，市長が特に必要と認める者

（平21規則23・追加）

（資源物）

第11条の5 条例第17条の2第1項の規則で定める物は，びん，缶，ペットボトル，古紙及び古布とする。

（平21規則23・追加）

（収集又は運搬の禁止命令）

第11条の6 条例第17条の2第2項の規定による命令は，収集・運搬行為禁止命令書（第7号様式の4）により行うものとする。

（平21規則23・追加）

（受入基準）

第12条 条例第20条第1項に規定する受入基準は，次のとおりとする。

- (1) 市内で排出された廃棄物であって，条例第22条1項の規定により適正処理困難物として指定されたもの以外のものであること。
- (2) 搬入しようとする一般廃棄物を条例第15条の規定による一般廃棄物の処理に関する計画に定める分別の区分に応じて分別すること。
- (3) 搬入しようとする一般廃棄物を市の処理施設において焼却及び処分することに支障が生じない形状又は寸法にする等必要な措置を講じること。
- (4) 前3号に定めるもののほか，市長の指示に従うこと。

（粗大ごみの処理手数料）

第12条の2 条例別表の1家庭廃棄物の手数料の表粗大ごみの項に規定する規則で定める品目は，別表のとおりとする。

（平17規則27・追加）

(手数料等の徴収方法)

第13条 し尿処理手数料は、2カ月ごとにし尿処理手数料納入通知書兼領収書（第8号様式）により徴収する。

2 し尿処理手数料を除く廃棄物処理手数料等は、その都度徴収する。ただし、継続して廃棄物の処理を受ける場合の手数料等は、1カ月ごとに徴収することができる。

3 第1項のし尿処理手数料納入通知書兼領収書は、納期限の7日前までに送付しなければならない。

(平17規則27・一部改正)

(粗大ごみ処理券の交付及び添付)

第13条の2 条例第21条第1項に規定する廃棄物処理手数料（粗大ごみに係るものに限る。）をあらかじめ納付した者に八千代市粗大ごみ処理券（第9号様式）を交付する。

2 粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼した者は、当該粗大ごみに八千代市粗大ごみ処理券を添付しなければならない。

(平17規則27・追加)

(指定袋の交付)

第13条の3 市長は、条例第21条第1項に規定する廃棄物処理手数料（指定袋に係るものに限る。以下この条において同じ。）をあらかじめ納付した者に指定袋を交付する。

2 前項の規定による指定袋の交付は、次の表の左欄に掲げる指定袋の種類ごとに、同表中欄に掲げる額の廃棄物処理手数料を納入した者に同表右欄に掲げる枚数を1組として行うものとする。

指定袋の種類		廃棄物処理手数料	枚数
可燃ごみ専用袋	10リットル用	170円	20枚
	20リットル用	120円	10枚
	30リットル用	180円	10枚
	40リットル用	240円	10枚
不燃・有害ごみ専用袋	20リットル用	120円	10枚

(平12規則2・追加，平16規則29・一部改正，平17規則27・旧第13条の2繰下，平23規則8・一部改正)

(納期限)

第14条 手数料等の納期限は、次のとおりとする。

(1) し尿処理手数料

1月及び2月の処理に係るもの 3月31日

3月及び4月の処理に係るもの 5月31日

5月及び6月の処理に係るもの 7月31日

7月及び8月の処理に係るもの 9月30日

9月及び10月の処理に係るもの 11月30日

11月及び12月の処理に係るもの 翌年の1月31日

(2) 継続して廃棄物（し尿を除く。）の処理を受ける場合の手数料等 処理を受けた日の属する月の翌月の末日

(3) 前2号に掲げるもの以外の手数料等 処理を受けた日

2 前項第1号及び第2号に規定する納期限が次の各号に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日をもって納期限とみなす。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（督促）

第15条 し尿処理手数料が納期限までに納入されないときに行う督促は、督促状（第10号様式）を発行して行わなければならない。

（手数料等の減免）

第16条 条例第21条第3項の規定により、手数料等の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料・費用減免申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請者に廃棄物処理手数料・費用減免決定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（一般廃棄物処理業等の許可申請）

第17条 条例第23条第1項の規定により、一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、許可申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可期間）

第18条 条例第23条第2項に規定する許可の期間は、2年とする。

（平10規則14・一部改正）

（許可証の交付）

第19条 条例第24条第1項の規定による許可証の交付は、許可証（第14号様式）をもって行うものとする。

（変更の申請等）

第20条 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者が、次の各号に該当するときは、当該各号に定める様式を市長に提出しなければならない。

(1) 住所その他許可申請事項を変更しようとするとき 許可申請事項変更申請書（第15号様式）

(2) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の全部又は一部を廃止しようとするとき 許可業廃止届（第16号様式）

（許可証の再交付申請）

第21条 条例第24条第2項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第22条 市長は、条例第25条第1項又は第2項の規定により、その事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、業務停止命令書（第18号様式）により行うものとする。

2 市長は、条例第25条の2第1項、第2項又は第3項の規定により、その許可を取り消すときは、許可取消書（第19号様式）により行うものとする。

（平16規則29・一部改正）

（許可証の返還）

第23条 条例第24条第1項の規定により許可証の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可証の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を受けた事業の全部を廃止したとき。

(3) 許可を取り消され、又は許可を受けた事業の全部の停止を命じられたとき。

（一般廃棄物処理の受託申請）

第24条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項の規定による一般廃棄物の収集運搬又は処分の委託を受けようとする者は、一般廃棄物処理受託申請書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

（準用規定）

第25条 第19条、第20条第1号及び第21条の規定は、一般廃棄物処理の委託を受けた者について準用する。この場合において、許可証、許可申請事項変更申請書及び許可証再交付申請書をそれぞれ受託証、受託申請事項変更申請書及び受託証再交付申請書と読み替えるものとする。

（措置命令）

第26条 条例第31条の規定による措置命令は、措置命令書（第21号様式）により行うものとする。

（環境指導員証）

第27条 条例第34条第2項に規定する証明書は、環境指導員証明書（第22号様式）とする。

（平28規則6・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止)

- 2 八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年八千代市規則第30号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた許可，決定その他の処分又は申請その他の手続は，この規則の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成9年規則第2号）

この規則は，平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第14号）

この規則は，平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第41号）

(施行期日)

- 1 この規則は，平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は，当分の間，これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成12年規則第2号）

この規則は，平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第29号）

この規則中第22条の改正規定，第18号様式を削る改正規定，第19号様式の改正規定及び同様式を第18号様式とし，同様式の次に1様式を加える改正規定は公布の日から，第13条の2第2項の表の改正規定は平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は，平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は，当分の間，これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成17年規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則中第13条第2項及び第3項，第4号様式，第10号様式，第12号様式，第14号様式，第18号様式，第19号様式並びに第21号様式の改正規定並びに次項の規定は平成17年4月1日から，その他の規定は平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成18年規則第41号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第17号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成21年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第8号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和元年規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別表（第12条の2）

（平17規則27・追加，令元規則5・一部改正）

品 目		手数料（円）
		市が収集，運搬 及び処分するとき。
あ	椅子（1人用）	300
	椅子（2人用）	600
	椅子（3人以上）	900
	板（木又はプラスチック製であって，最も長い辺が150センチメートル以下であり，かつ，厚さが3センチメートル以下のものに限る。2枚まで）	300
	犬小屋（最も長い辺が90センチメートルを超えるもの）	600
か	カーテンレール（長さが200センチメートル以下のもの。10本まで）	300
	カーペット又はじゅうたん（2畳以下のもの。2枚まで）	300
	角材その他の木（長さ150センチメートル以下のものを直径30センチメートル以下に束ねたものに限る。）	300
	ギター（ケース付きのものを含む。）	300
	クッション（5枚まで）	300
	ござ（2畳以下のもの。2枚まで）	300
	こたつ（最も長い辺が100センチメートルを超え150センチメートル以下のもの。天板付きのものを含む。）	600
	こたつ（最も長い辺が150センチメートルを超えるもの。天板付きのものを含む。）	900
	ごみ箱（プラスチック製であって，最も長い辺が90センチメートル以下のもの。2個まで）	300
	ゴルフクラブ（14本まで）	300
さ	座布団（5枚まで）	300
	自転車	600
	収納家具（最も長い辺が90センチメートルを超え150センチメートル以下のもの）	600
	収納家具（最も長い辺が150センチメートルを超えるもの）	900
	収納ケース（プラスチック製であって，高さが40センチメートル以下のもの。2個まで）	300

	スキーセット	3 0 0
	スピーカー（2台まで）	3 0 0
	すだれ（長さが1 5 0センチメートル以下のもの。2本まで）	3 0 0
	すのこ（2枚まで）	3 0 0
た	机（天板の最も長い辺が1 0 0センチメートルを超え1 5 0センチメートル以下のもの）	6 0 0
	机（天板の最も長い辺が1 5 0センチメートルを超えるもの）	9 0 0
	釣りざお（長さが2 0 0センチメートル以下のもの。5本まで）	3 0 0
	テーブル（天板の最も長い辺が1 0 0センチメートルを超え1 5 0センチメートル以下のもの）	6 0 0
	テーブル（天板の最も長い辺が1 5 0センチメートルを超えるもの）	9 0 0
	電気毛布（2枚まで）	3 0 0
	トタン板（最も長い辺が2 0 0センチメートル以下のもの。2枚まで）	3 0 0
は	仏壇（高さが9 0センチメートルを超え1 5 0センチメートル以下のもの）	6 0 0
	仏壇（高さが1 5 0センチメートルを超えるもの）	9 0 0
	布団（2枚まで）	3 0 0
	ブラインド（長さが1 5 0センチメートル以下のもの。2本まで）	3 0 0
	プランター（プラスチック製であって、最も長い辺が9 0センチメートル以下のもの。2個まで）	3 0 0
	ベッド	9 0 0
	ポリタンク（2個まで）	3 0 0
ま	松葉づえ（2本まで）	3 0 0
	物置（鉄製の0. 5坪以下のものであって、解体済みのものに限る。）	9 0 0
	物干しざお（長さが2 0 0センチメートル以下のもの。5本まで）	3 0 0
	物干し台（石無しのものに限る。2台まで）	3 0 0

上記に記載のない品目で重量が 1 5 キログラム以下のもの	3 0 0
上記に記載のない品目で重量が 1 5 キログラムを超え 3 0 キログラム以下のもの	6 0 0
上記に記載のない品目で重量が 3 0 キログラムを超えるもの	9 0 0

備考

- 1 手数料の額は，表中に特別の定めのない限り， 1 個についての額とする。
- 2 上記の品目には，機能，形態等が類似したものを含むものとする。

3. 八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

平成9年12月24日

条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号）その他土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする他の法令と相まって、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。

2 この条例において「指定事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

（平16条例21・一部改正）

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

（平16条例21・一部改正）

(土地所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努め

なければならない。

(土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準)

第4条の2 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）

は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

(平27条例27・追加)

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第4条の3 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて当該土砂等の埋立て等を使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(平27条例27・追加)

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第4条の4 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等を使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等を使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(平27条例27・追加)

(指定事業の許可)

第5条 指定事業を行おうとする者は、指定事業に供する区域（以下「指定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該指定事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条

例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可，認可，免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業

（指定事業に係る土地所有者等の同意）

第5条の2 前条の許可の申請をしようとする者は，あらかじめ，規則で定めるところにより，当該申請に係る指定事業区域内の土地の所有者に対し，当該申請が，次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項を，同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し，その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか，前条の許可の申請をしようとする者は，あらかじめ，規則で定めるところにより，当該申請に係る指定事業区域内の土地につき当該指定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。）の同意を得なければならない。

（平16条例21・追加）

（許可の申請）

第6条 第5条の許可を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書に前条に規定する同意を得たことを証する書面，指定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名
- (2) 指定事業区域の位置及び面積
- (3) 現場責任者（指定事業を行う者が，土砂等の搬入（次項に規定する一時たい積指定事業にあっては，搬入及び搬出）を管理させるために，当該指定事業に係る指定事業区域に置く者をいう。以下同じ。）の氏名及び職名
- (4) 指定事業に使用される土砂等の量
- (5) 指定事業の期間
- (6) 指定事業が完了した場合の指定事業区域の構造
- (7) 指定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (8) 指定事業が施工されている間において，土砂等の崩落，飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (9) 前各号に定めるもののほか，規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず，第5条の許可を受けようとする指定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う指定事業（以下「一時たい積指定事業」という。）である場合にあっては，当該許可を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書に前条に規定する同意を得たことを証する書面，指定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則

で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 年間の指定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (3) 指定事業に使用される土砂等のたい積の構造
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

(平16条例21・一部改正)

(申請の制限)

第6条の2 第5条の許可を受けようとする者は、指定事業の期間について3年を超えて申請することができない。ただし、当該許可の申請が一時たい積指定事業に係るものである場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、第5条の許可を受けようとする者は、第4条の3第2項若しくは第3項、第18条又は第20条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(平16条例21・追加，平27条例27・一部改正)

(許可の基準)

第7条 市長は、第5条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第4条の3第2項若しくは第3項、第18条又は第20条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る八千代市行政手続条例（平成9年八千代市条例第1号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第19条第1項第3号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第19条第1項の規定により指定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 指定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、当該法人及びその役員）がアからエまでのいずれかに該当

するもの

- (2) 第5条の2に規定する同意を得ていること。
 - (3) 指定事業が3年以内に完了するものであること。
 - (4) 現場責任者を置くこと。
 - (5) 当該申請に係る指定事業に使用される土砂等のたい積の構造が、当該指定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
 - (6) 一時たい積指定事業以外の指定事業にあつては、第6条第1項第7号に規定する搬入計画における指定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。
 - (7) 第6条第1項第7号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
 - (8) 指定事業が施工されている間において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- 2 第5条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであつて、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、前項第5号の規定は、適用しない。

(平16条例21・平17条例21・平24条例9・平27条例27・一部改正)

(変更の許可等)

- 第8条 第5条の許可を受けた者は、第6条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第5条の2の規定を準用する。
- 2 第5条の許可を受けた者が第4条の3第2項若しくは第3項、第18条又は第20条の規定による命令に従つて、当該許可に係る第6条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第5条の2に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 変更の内容及びその理由
 - (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 4 第1項の許可を受けようとする者は、第5条の許可に係る指定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る指定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。ただし、同項の許可の申請が一時たい積指定事業に係るものである場合は、こ

の限りでない。

5 第1項の許可を受けようとする者は、第5条の許可に係る指定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに指定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る指定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。

6 第1項の許可を受けようとする者は、第4条の3第2項若しくは第3項、第18条又は第20条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。

8 第5条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第5条の2第1項（第1項及び第16条の3第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

（平16条例21・平27条例27・一部改正）

（許可の条件）

第9条 第5条の許可（前条第1項及び第16条の3第1項の許可を含む。第10条から第21条までにおいて同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第5条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

（平16条例21・一部改正）

（指定事業の着手の届出）

第9条の2 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（平16条例21・追加）

（土砂等の搬入の届出）

第10条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。

(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許認可

等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積（次条において「一時的たい積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合

（平16条例21・平27条例27・一部改正）

（土砂等管理台帳の作成等）

第11条 第5条の許可（当該許可が一時的たい積指定事業に係るものである場合を除く。）を受けた者は、当該許可に係る指定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

(1) 当該許可に係る指定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段

(2) 当該許可に係る指定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的たい積が行われたものである場合は、当該一時的たい積が行われた場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）

(3) 当該許可に係る指定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第5条の許可（当該許可が一時的たい積指定事業に係るものである場合に限る。）を受けた者は、当該許可に係る指定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 当該許可に係る指定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第5条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前2項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る指定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

（平16条例21・全改）

（地質検査の報告）

第12条 第5条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る指定事業区域の土壌についての地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(関係書類等の閲覧)

第13条 第5条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る指定事業が施工されている間、当該指定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第11条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該指定事業について利害関係を有する者の閲覧に供しなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(標識の掲示等)

第14条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る指定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業区域と当該区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(指定事業の廃止等)

第15条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該指定事業による土壌の汚染及び当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該指定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該指定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該指定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第5条の許可は、その効力を失う。

5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該指定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

6 前項の規定により、指定事業による土壌の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る指定事業による土壌の汚染又は当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講

じなければならない。

(平16条例21・平27条例27・一部改正)

(指定事業の完了等)

第16条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業が完了する2月前の日までに、当該指定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該指定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る指定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る指定事業区域が第5条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、指定事業による土壌の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る指定事業による土壌の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(平16条例21・平27条例27・一部改正)

(指定事業の終了等)

第16条の2 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る指定事業の期間が満了する日までに当該指定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該指定事業による土壌の汚染及び当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該指定事業の期間が満了する日までに当該指定事業を終了しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該指定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。

3 第5条の許可を受けた者は、第1項の規定により当該許可に係る指定事業を終了したときは、終了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該指定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、指定事業による土壌の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛

散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る指定事業による土壌の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(平16条例21・追加, 平27条例27・一部改正)

(譲受け)

第16条の3 第5条の許可を受けた者から当該許可に係る指定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第5条の2の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第5条の2に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 申請者が第7条第1項第1号オに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、第4条の3第2項若しくは第3項、第18条又は第20条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

4 第1項の許可の基準については、第7条の規定（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。

5 第1項の許可を受けて指定事業を譲り受けた者は、当該指定事業に係る第5条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

(平16条例21・追加, 平24条例9・平27条例27・一部改正)

(相続等)

第17条 第5条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る指定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る指定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第5条の許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、第5条の

2 第1項（第8条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

（平13条例15・平16条例21・平27条例27・一部改正）

（措置命令等）

第18条 市長は、指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該指定事業を行う第5条の許可を受けた者（第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該指定事業を停止し、又は期限を定めて当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 市長は、第5条又は第8条第1項の規定に違反して指定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該指定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（平27条例27・一部改正）

（許可の取消し等）

第19条 市長は、第5条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る指定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第4条の3第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第5条、第8条第1項又は第16条の3第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第5条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (4) 第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (5) 第9条の条件に違反したとき。
- (6) 第10条から第14条までの規定に違反したとき。
- (7) 第17条第1項の規定により第5条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第7条第1項第1号アからオまでのいずれかに該当するとき。
- (8) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第5条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る指定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る指定事業による土壌の汚染又は指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（平16条例21・平27条例27・一部改正）

(廃止, 完了, 終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等)

第20条 市長は, 第15条第6項, 第16条第5項, 第16条の2第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し, その指定事業を停止し, 又は期限を定めて指定事業に使用された土砂等の崩落, 飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 市長は, 第15条第6項, 第16条第5項, 第16条の2第5項又は前条第2項の規定に違反した者が行った指定事業により, 当該指定事業に供された区域の土壌が汚染され, 又は汚染のおそれがあると認めたときは, 直ちに, 当該指定事業を行った者に対し, 当該区域について現状を保全するために必要な措置を命ずるとともに, 千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

(平16条例21・平27条例27・一部改正)

(関係書類等の保存)

第21条 第5条の許可を受けた者は, 当該指定事業について第15条第3項の規定による廃止の届出, 第16条第3項の規定による完了の届出若しくは第16条の2第3項の規定による終了の届出をした日又は第19条第1項の規定による第5条の許可の取消しの通知を受けた日から3年間, 当該指定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2 第5条の許可を受けた者は, 第11条に規定する土砂等管理台帳を同条第1項又は第2項の規定による閉鎖後3年間保存しなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(指定事業に係る土地所有者の義務)

第21条の2 土地の所有者は, 第5条の2第1項(第8条第1項及び第16条の3第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の同意をしようとするときは, 当該同意に係る指定事業が一時たい積指定事業以外の指定事業である場合にあっては当該指定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第6条第1項第1号から第8号までに掲げる事項を, 当該指定事業が一時たい積指定事業である場合にあっては同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第5条の2第1項の同意をした土地の所有者は, 当該同意に係る指定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落, 飛散又は流出による災害の発生を防止するため, 当該指定事業が行われている間, 規則で定めるところにより, 定期的に当該指定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第5条の2第1項の同意をした土地の所有者は, 当該同意に係る指定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落, 飛散若しくは流出による災害が発生し, 又はこれらのおそれがあることを知ったときは, 直ちに, 当該指定事業を行う者に対し当該指定事業の中止を求め, 又は原状回

復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(平16条例21・追加)

(指定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第21条の3 市長は、指定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第4条の3第3項に定めるもののほか、当該指定事業に係る第5条の2第1項の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該指定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該指定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 市長は、指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第18条第1項に定めるもののほか、当該指定事業に係る第5条の2第1項の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(平16条例21・追加，平27条例27・一部改正)

(報告の徴収)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第24条 第5条、第8条第1項又は第16条の3第1項の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- (1) 指定事業許可申請手数料 1件につき 20,000円
- (2) 指定事業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 指定事業譲受け許可申請手数料 1件につき 10,000円

(平16条例21・一部改正)

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条、第8条第1項又は第16条の3第1項の規定に違反して指定事業を行った者
- (2) 第4条の3第2項若しくは第3項、第18条第1項若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項又は第21条の3第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

(平16条例21・平27条例27・一部改正)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土砂等を搬入した者
- (2) 第11条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第11条第3項、第12条又は第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第21条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者
- (5) 第23条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平16条例21・平27条例27・一部改正)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第8項、第9条の2、第15条第3項、第16条第3項、第16条の2第3項又は第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第21条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

(平16条例21・一部改正)

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間は、この条例の規定にかかわらず、当該指定事業を行うことができる。その者がその期間内に第5条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とす

る。

附 則（平成13年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条又は第8条第1項の規定による許可（以下「既許可」という。）を受けている者は、それぞれ改正後の八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条又は第8条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。
- 3 改正後の条例第9条の2の規定は、この条例の施行の際現に既許可を受けている者で当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しているものについては適用しない。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第17条第1項の規定により既許可を受けた者の地位を承継した者であって同条第2項の規定による届出をしていないものについては、改正後の条例第16条の3及び第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第21条の2及び第21条の3の規定は、施行日前にされた既許可に係る指定事業については、適用しない。

附 則（平成17年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現になされている改正前の八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第18条、第20条第1項及び第21条の3の規定による命令は、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により、なおその効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4. 八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成10年2月25日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年八千代市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準)

第1条の2 条例第4条の2の安全基準は、別表第4に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第4に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表に掲げる測定方法により測定した測定値により判断するものとする。

(平27規則28・追加)

(公共的団体の範囲)

第2条 条例第5条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
 - (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
 - (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者
- 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

4 市長は、第1項第7号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書（第2号様式）により、認定をしないこととしたときはその旨を書面により当該認定を申請した者に通知するものとする。

（平16規則32・平17規則1・平18規則10・平19規則36・平23規則24・一部改正）

（土地所有者等の同意）

第2条の2 条例第5条の2第1項（条例第8条第1項及び条例第16条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得は、条例第5条の許可の申請が、条例第6条第1項の規定によるものである場合にあっては指定事業区域内土地使用同意書（第2号様式の2）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては指定事業（一時たい積指定事業）区域内土地使用同意書（第2号様式の3）によらなければならない。

2 前項の指定事業区域内土地使用同意書及び指定事業（一時たい積指定事業）区域内土地使用同意書には、土地の所有者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（土地の所有者が法人（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による市町村長の認可を受けた地縁による団体を除く。）である場合は、代表者の印鑑の証明書であって登記所が発行したもの。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 条例第5条の2第2項（条例第8条第1項及び条例第16条の3第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する指定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、指定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

4 条例第5条の2第2項の規定による同意は、指定事業区域内施工同意書（第2号様式の4）によらなければならない。

（平16規則32・追加）

（許可の申請）

第3条 条例第6条第1項に規定する申請書は、指定事業許可申請書（第3号様式）とする。

2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- (2) 申請者が条例第7条第1項第1号オに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ア 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し
 - イ 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人の登記事項証明書
- (3) 指定事業区域の位置図及び付近の見取図

- (4) 指定事業区域の平面図及び断面図（指定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
 - (5) 指定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - (6) 指定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
 - (7) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書
 - (8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書
 - (9) 指定事業が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
 - (10) 現場責任者であることを証する書面
 - (11) 前条第1項に規定する指定事業区域内土地使用同意書及びこれに添付された印鑑登録証明書並びに同条第4項に規定する指定事業区域内施工同意書
 - (12) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第6条第1項第9号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。
- (1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の氏名及び住所
 - (2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 4 条例第6条第2項に規定する申請書は、指定事業（一時たい積指定事業）許可申請書（第4号様式）とする。
- 5 条例第6条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号、第2号、第3号、第5号、第9号及び第10号に掲げる書類及び図面
 - (2) 指定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
 - (3) 前条第1項に規定する指定事業（一時たい積指定事業）区域内土地使用同意書及びこれに添付された印鑑登録証明書並びに同条第4項に規定する指定事業区域内施工同意書
 - (4) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第6条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 申請者が未成年者である場合には、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定めるもの
 - ア 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の氏名及び住所
 - イ 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - (2) 指定事業の期間

(平16規則32・平17規則1・平24規則18・一部改正)

(構造上の基準)

第4条 条例第7条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、一時的積指定事業の場合にあつては、別表第3に定めるとおりとする。

(平16規則32・一部改正)

(構造上の基準に係る適用除外)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

(許可等の決定)

第6条 市長は、条例第6条の許可の申請があつた場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、指定事業許可（不許可）決定通知書（第5号様式）により当該許可を申請した者に通知するものとする。

(変更の許可の申請等)

第7条 条例第8条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人の場合にあつては、その名称若しくは住所又はその代表者の氏名）の変更
- (3) 現場責任者の氏名又は職名の変更
- (4) 指定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
- (5) 指定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
- (6) 指定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた柵の構造の変更（柵の機能を高めるものに限る。）

2 条例第8条第3項に規定する申請書は、指定事業変更許可申請書（第6号様式）とする。

3 条例第8条第3項の規則で定める書類及び図面は、第3条第2項各号（第11号を除く。）及び第5項各号（第3号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

4 前条の規定は、条例第8条第1項の許可について準用する。この場合において、前条中「第6条」とあるのは「第8条第1項」と、「指定事業許可（不許可）決定通知書（第5号様式）」とあるのは「指定事業変更許可（不許可）決定通知書（第7号様式）」と読み替えるものとする。

5 条例第8条第8項の規定による市長への届出は指定事業軽微変更届（第8号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は指定事業軽微変更通知書（第8号様式の2）を提出して行わなければならない。

(平16規則32・平24規則18・一部改正)

(指定事業の着手の届出)

第7条の2 条例第9条の2の規定による届出は、指定事業着手届（第8号様式の3）を提出して行わなければならない。

(平16規則32・追加)

(土砂等の搬入の届出)

第8条 条例第10条の規定による届出は、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、土砂等の搬入量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（第9号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第10条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（第10号様式）とする。

3 条例第10条の当該土砂等が汚染されていないことを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（第11号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第12号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第10条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（第12号様式の2）とする。

(平16規則32・平27規則28・一部改正)

(土砂等管理台帳)

第8条の2 条例第11条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（第12号様式の3）によるものとする。

2 条例第11条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 指定事業の許可の番号
- (3) 指定事業区域の位置及び指定事業区域の面積
- (4) 指定事業の許可の期間
- (5) 指定事業に使用される土砂等の量
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 指定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所

(8) 指定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名

(9) 指定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

3 条例第11条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時たい積指定事業用）（第12号様式の4）によるものとする。

4 条例第11条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項各号（第5号を除く。）に掲げる事項

(2) 指定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

5 条例第11条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

6 条例第11条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。

（平16規則32・追加）

（土砂等の量等の報告）

第9条 条例第11条第3項の規定による報告は、指定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（指定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、指定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第15条第3項、条例第16条第3項又は条例第16条の2第3項の規定による届出の時）に、指定事業状況報告書（第13号様式）を提出して行わなければならない。

2 指定事業が一時たい積指定事業である場合にあっては、条例第11条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該指定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（指定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、指定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第15条第3項、条例第16条第3項又は条例第16条の2第3項の規定による届出の時）に、指定事業（一時たい積指定事業）状況報告書（第14号様式）を提出して行わなければならない。

（平16規則32・一部改正）

（地質検査の報告等）

第10条 条例第12条の地質検査は、指定事業を開始した日から6月ごと（条例第15条第3項の規定による廃止の届出、条例第16条第3項の規定による完了の届出又は条例第16条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。
 - (2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。
 - (3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。
- 2 指定事業が一時たい積指定事業である場合にあっては、条例第12条の地質検査は、前項の規定にかかわらず、指定事業を開始した日から3月ごと（条例第15条第3項の規定による廃止の届出、条例第16条第3項の規定による完了の届出又は条例第16条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、1の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。
- 3 条例第12条の規定による報告は、指定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（条例第15条第3項の規定による廃止の届出、条例第16条第3項の規定による完了の届出又は条例第16条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで）に、指定事業地質検査報告書（第15号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
- (1) 検査に使用した土砂等の採取場所を記載した図面及び現場写真
 - (2) 検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
- 4 指定事業が一時たい積指定事業である場合にあっては、条例第12条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、指定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（条例第15条第3項の規定による廃止の届出、条例第16条第3項の規定による完了の届出又は条例第16条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで）に、指定事業地質検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

（平16規則32・一部改正）

（標識）

第11条 条例第14条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識（第16号様式）とする。

2 条例第14条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業の許可年月日及びその番号

- (2) 指定事業の目的
- (3) 指定事業区域の所在地
- (4) 指定事業を行う者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先の電話番号
- (5) 指定事業の許可の期間
- (6) 指定事業区域の面積
- (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量（一時たい積指定事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (8) 現場責任者の氏名及び職名
- (9) 指定事業区域の見取図
(平16規則32・一部改正)
(指定事業の廃止等に係る届出)

第12条 条例第15条第1項の規定による届出は、指定事業廃止（中止）事前届（第17号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 指定事業区域の位置
- (3) 指定事業の許可の期間
- (4) 指定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
- (5) 指定事業を廃止し、又は中止した場合の指定事業区域の構造
- (6) 指定事業を廃止し、又は中止した場合の指定事業区域以外の地域への当該指定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (7) 廃止し、又は中止しようとする指定事業が一時たい積指定事業である場合にあつては、一時たい積指定事業の指定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

3 条例第15条第3項の規定による届出は、指定事業廃止届（第17号様式の2）を提出して行わなければならない。

(平16規則32・一部改正)

(指定事業の完了に係る届出)

第13条 条例第16条第1項の規定による届出は、指定事業完了事前届（第17号様式の3）を提出して行わなければならない。

2 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 指定事業区域の位置
- (3) 指定事業の許可の期間
- (4) 指定事業の完了の予定年月日

(5) 指定事業を完了した場合の指定事業区域の構造

3 条例第16条第3項の規定による届出は、指定事業完了届（第18号様式）を提出して行わなければならない。

（平16規則32・一部改正）

（指定事業の終了に係る届出）

第13条の2 条例第16条の2第1項の規定による届出は、指定事業終了事前届（第18号様式の2）を提出して行わなければならない。

2 条例第16条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 指定事業区域の位置
- (3) 指定事業の許可の期間
- (4) 指定事業を終了した場合の指定事業区域の構造

3 条例第16条の2第3項の規定による届出は、指定事業終了届（第18号様式の3）を提出して行わなければならない。

（平16規則32・追加）

（譲受けの許可の申請）

第13条の3 条例第16条の3第2項に規定する申請書は、指定事業譲受け許可申請書（第18号様式の4）とする。

2 条例第16条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- (2) 申請者が未成年者である場合には、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ア 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し
 - イ 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人の登記事項証明書
- (3) 指定事業区域の位置図及び付近の見取図
- (4) 現場責任者であることを証する書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第16条の3第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする指定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 譲り受けようとする指定事業の許可の期間
- (3) 指定事業区域の位置
- (4) 現場責任者の氏名及び職名
- (5) 譲受けの理由

（平16規則32・追加，平17規則1・平24規則18・一部改正）

(相続等の届出)

第14条 条例第17条第2項の規定による市長への届出は指定事業相続等届(第19号様式)を、同項の規定による土地の所有者への通知は指定事業相続等通知書(第19号様式の2)を提出して行わなければならない。

(平16規則32・一部改正)

(措置命令)

第15条 条例第4条の3第2項及び第3項、第18条、第20条並びに第21条の3に規定する措置命令は、措置命令書(第20号様式)により行うものとする。

(平16規則32・平27規則28・一部改正)

(許可の取消し等)

第16条 条例第19条第1項に規定する許可の取消しは、指定事業許可取消通知書(第21号様式)により、停止命令は、停止命令書(第22号様式)により行うものとする。

(土地所有者による指定事業の施工状況の把握)

第16条の2 条例第21条の2第2項の規定による指定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る指定事業区域において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該指定事業区域において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該指定事業区域において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(平16規則32・追加)

(身分を示す証明書)

第17条 条例第23条第2項の証明書は、身分証明書(第23号様式)とする。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第38号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第17条の規定により発行されている証明書は、改正後の八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第17条の規定により発行されたも

のとみなす。

- 3 改正後の規則別表第4の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等を使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等を使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年八千代市条例第28号。以下「条例」という。）第5条の許可（条例第8条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第10条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第4の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成17年2月28日までの間に当該既許可に係る指定事業の区域に土砂等を搬入しようとするについて、施行日以後に条例第10条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第4の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第4の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る指定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第15条第5項、条例第16条第4項及び条例第16条の2第4項の規定による確認に係る当該指定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第4の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成17年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成17年規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成18年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第36号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第24号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

ただし、「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第28号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第4及び第12号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第6号）
（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成29年規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第4の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防

止に関する条例（平成9年八千代市条例第28号。以下「条例」という。）第5条の許可（条例第8条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第10条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第4の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第10条の規定による届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成29年9月30日までのものに限る。）を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第4の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第4の規定の適用については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る指定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第15条第5項、条例第16条第4項及び条例第16条の2第4項の規定による確認に係る当該指定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第4の規定の適用については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

5. 八千代市ポイ捨て防止に関する条例

平成 10 年 3 月 25 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって、ポイ捨てを防止することによって、環境美化の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶，瓶，ペットボトルその他の容器，たばこの吸い殻，チューインガムのかみかす，紙くずその他これらに類するもので、投棄されることによって、ごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (3) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨ての防止についての施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、ポイ捨ての防止について、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、ポイ捨ての防止について、その従業員に対する意識の啓発を図るとともに、事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、美化清掃活動の充実に努めなければならない。

2 飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある者の製造、加工又は販売を行う者は、ポイ捨ての防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、ポイ捨ての防止について、連帯して美化

意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実に努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地にポイ捨てをされないような措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(環境美化重点区域)

第8条 市長は、環境美化の促進を図るため、ポイ捨てを防止することが特に必要と認められる地区を環境美化重点区域として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第10条 第8条第1項の環境美化重点区域内において、第7条の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

6. 八千代市不法投棄防止条例

平成 14 年 3 月 26 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市内において環境美化に対する意識啓発を行い、環境の破壊並びにごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄の防止に関し、必要な事項を定め、市、市民、滞在者等、事業者及び土地所有者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 滞在者等 観光旅行者その他の滞在者及び市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 事業活動を行う者をいう。
- (4) 土地所有者 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) ごみ 事業又は家庭から出る一般ごみ等をいう。
- (6) 再生資源 廃家電製品、空き缶、空きびん等資源として再生利用可能なものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、八千代市環境基本条例（平成10年八千代市条例第30号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全を図るため不法投棄の早期の発見に努めなければならない。

2 市は、環境美化を保つため、不法投棄に対し、早期に情報の入手に努めなければならない。

3 市は、不法投棄と認められる事実を発見した場合は、関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応しなければならない。

4 市は、市民、滞在者等、事業者及び土地所有者（以下「市民等」という。）に対し、不法投棄防止に関する意識の啓発を図らなければならない。

5 市は、清掃活動又は不法投棄防止に関する活動を行う市民等に対し、その活動を支援するよう努めなければならない。

(市民、滞在者等及び土地所有者の責務)

第 4 条 市民及び滞在者等は、環境美化活動に積極的に参加するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民及び滞在者等は、生活環境の保全のため、ごみ及び再生資源（以下「ごみ等」という。）の散乱防止に努めなければならない。

3 土地所有者は、その所有し、占有し、又は管理する場所において不法投棄をさせないよう防止に努めるとともに、不法投棄された場合には必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動により生じたごみ等の適切な処理を行い、不法投棄防止のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する不法投棄防止に関する施策に協力しなければならない。

(ごみ等の投棄禁止)

第6条 何人も、みだりにごみ等を投棄し散乱させ、環境の美化に支障をきたす行為をしてはならない。

(情報提供)

第7条 市民等は、ごみ等の不法投棄又は不法投棄者を発見したときは、速やかに市長に情報提供するものとする。

(措置命令)

第8条 市長は、第6条の規定に違反して、ごみ等をみだりに投棄した者に対し、原状回復を命ずることができる。

2 市長は、市民等から不法投棄の情報提供があった場合は、速やかに関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に措置しなければならない。

(立入調査)

第9条 市長は、ごみ等の不法投棄がされたと認められる土地又は建物に立入調査をすることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係機関との連携)

第10条 この条例の実施に当たっては、必要に応じ、関係機関と連携を図るものとする。

(罰則)

第11条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

7. 八千代市不法投棄防止条例施行規則

平成 14 年 9 月 30 日

規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八千代市不法投棄防止条例（平成14年八千代市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報償金)

第 2 条 条例第 7 条の規定によりごみ等の不法投棄の情報提供があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、市長は、当該情報提供した者に対し、10,000円の報償金を支給するものとする。

- (1) ごみ等が良好な生活環境の確保に支障のあるものであるとき。
- (2) ごみ等の不法投棄を行った者が判明したとき。
- (3) 前号の者が自ら当該ごみ等を撤去したとき。

(措置命令)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規定による措置命令は、措置命令書（第 1 号様式）により行うものとする。

(立入調査員の指定)

第 4 条 市長は、条例第 9 条第 1 項の立入調査を行う職員を指定するものとする。

2 前項の規定により指定された職員が立入調査を行う場合においては、その身分を証明する立入調査員証（第 2 号様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年規則第28号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成19年規則第17号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成28年規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

8. 令和5年度八千代市一般廃棄物処理実施計画（抜粋）

1 総則

（1）趣旨

一般廃棄物処理実施計画は、令和3年3月に策定した八千代市一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会の形成に向けて4Rを推進し、一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理を図るために必要な事項を定めるものです。

（2）計画区域

八千代市全域

（3）計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 ごみ処理実施計画

（1）一般廃棄物の発生量の見込み

一般廃棄物の種類	年間発生量
可燃ごみ	43,888 t
不燃ごみ	857 t
有害ごみ	61 t
粗大ごみ	2,038 t
資源物	5,829 t

（2）収集・運搬計画

集積場所に排出される家庭系ごみについては、民間事業者へ委託し収集します。

また、飲食店、スーパー等の事業活動等により排出される事業系一般廃棄物については、事業者の責務に基づき、自ら八千代市清掃センターへ自己搬入するか、八千代市一般廃棄物処理業許可業者に収集を委託することとします。

ア 家庭系ごみ

①家庭系ごみの分別と収集方法

区分	品目	収集容器	収集回数	収集方法	収集体制	収集運搬量	
可燃ごみ	厨芥類，資源物に出せない紙・布類，プラスチック類，革製品，草木類など	指定ごみ袋 ※少量の枝木（太さ7cm以下で，長さ50cm以下）は，ひもで束ねて排出	週3回	ステーション収集	委託	33,374 t	
不燃ごみ	小型電化製品，ガラス・陶磁器類など	指定ごみ袋	月2回	ステーション収集	委託	854 t	
有害ごみ	乾電池，蛍光管，水銀体温計など	指定ごみ袋 ※乾電池は透明な袋での排出も可				60 t	
資源物	紙類（新聞紙，雑誌類，ダンボール，雑がみ）	ひもで十字に縛る ※雑がみは紙袋に入れての排出も可	週1回	ステーション収集	委託	3,534 t	
	布類	コンテナ				1,116 t	
	びん類						584 t
	缶・金属類						
	ペットボトル	網袋	週1回	ステーション収集	委託	592 t	
		回収ボックス	随時	拠点回収	市		
	紙パック	ひもで十字に縛る	週1回	ステーション収集	委託	紙類・布類に含む	
		回収ボックス	随時	拠点回収	市		
	白色トレイ	回収ボックス	随時	拠点回収	市	0.3 t	
廃食用油	回収ボックス	随時	拠点回収	市	3 t		
粗大ごみ	大型家具類，布団類，自転車，ソファなど ※指定ごみ袋（20リットル用）の口が縛れない，又は，はみ出してしまう大きさのもの	指定された日時・場所に粗大ごみ処理券を貼付し排出	リクエスト収集 ※事前申込が必要	戸別収集	委託	1,722 t	

※八千代市清掃センターへの自己搬入も可。

②市が収集・処理しない家庭系ごみ

品 目	処理方法
・家電リサイクル法の対象品目 テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	1. 買い換え時に販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者又は電機商業組合加盟店等に処理を依頼する。 3. 自ら指定引取場所へ搬入する。
・資源有効利用促進法の対象品目 パソコン（ノート型、デスクトップ型本体・ディスプレイ）	製造・販売メーカーや認定事業者、一般社団法人パソコン3R推進協会等へ処理を依頼する。
・自動車リサイクル法の対象品目 自動車、自動車のパーツなど	自動車リサイクルシステムを利用する。
・二輪車リサイクルシステムの対象品目 原動機付自転車、軽二輪、小型二輪	二輪車リサイクルシステムを利用する。
・消火器	廃消火器リサイクルシステムを利用する。
・適正処理困難物	
1 辺が2メートルを超えるもの （カーテンレール、物干しざお、じゅうたん、カーペットなどを除く）	許可業者に処理を依頼する。
著しく重い（大きい）もの（※1） （0.5坪超えの大型物置、重量が50キログラムを超えるものなど）	1. 専門業者に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。
建築設備など、設置工事を伴うもの （洗面台、浴槽、流し台、便器、サッシ、玄関ドアなど）	工事を行った業者に処理を依頼する。
構造上、市で処理できないもの （スプリング入りベッドマットレス、ピアノ、電子オルガン、タイヤ、非金属タイヤチェーン、ガスボンベ、耐火金庫、オイルヒーター、大型健康器具＜マッサージチェア等＞、フロン含有の家電製品など）	1. 専門業者や販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。
危険物 （薬品、農薬、殺虫剤、ガソリン、灯油、バッテリー、爆発や発火の恐れがあるもの、注射器等の感染の恐れがあるもの、有害な液体など）	専門業者や販売店に引き取りを依頼する。
その他 （石などの硬いもの、ボウリングの球、砂・土、焼却灰、塗料、液体・液状のもの、ペンキが残っている缶、増改築などに伴う建築廃材、石膏ボードなど）	1. 専門業者や販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。

※1 八千代市清掃センターへ自己搬入の場合に限り、処理可能。

イ 事業系ごみ

品目	収集容器	収集回数	収集体制	収集運搬量
事業系一般廃棄物 (事業所から排出 される産業廃棄物 以外のもの)	容量が 70 L 以下で 透明又は半透明の袋	許可業者との 契約による	許可業者 又は 自己搬入	10,830 t
びん、缶、ペット ボトル ※飲料用に限る	容量が 40 L 以下で 透明又は半透明の袋 ※各種 1 日 1 袋まで	—	自己搬入	4 t
蛍光管	— ※1 日 30 本まで	—		

ウ 許可業者

事業系一般廃棄物の排出量を勘案すると、既存の許可業者において適正に処理できるため、事業系一般廃棄物の排出量が著しく増加し、本計画の実施に支障がある場合、又は、広域的な処理、リサイクルを促進する観点から必要と認めた場合のみ、新規許可を認めることとする。

なお、処分業の許可については、本市が適正処理困難物に指定する一般廃棄物の処理を適切に行う観点から必要と認めた場合についても、新規許可を認めることとする。

<収集運搬業>

No.	許可業者	所在地	備考
1	(有)八千代塵芥社	八千代市神野 742	
2	(有)岡清掃	八千代市吉橋 2678-1	
3	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	
4	山本産業(株)	柏市酒井根 2-6-11	
5	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-5-38	
6	(株)京葉総業	船橋市高根町 2712-1	
7	(株)ハセガワ	習志野市大久保 1-6-2	
8	(有)タウンクリーン	佐倉市西志津 3-1-4-101	
9	みどり産業(株)	市原市五井 9093-3	
10	船橋興産(株)	船橋市高瀬町 31-2	
11	(株)ヤマウチ	船橋市三咲 3-6-13	
12	花園産業(有)	千葉市花見川区畑町 539-27	
13	(株)カン・クリーンサービス	千葉市稲毛区山王町 289-1	

No.	許可業者	所在地	備考
14	(株)北辰産業	四街道市四街道 1544-2	
15	(株)ダスティ	千葉市花見川区犢橋町 1688	
16	(有)橋本	習志野市東習志野 6-16-26	
17	(株)京葉エナジー	千葉市稲毛区長沼原町 716-2	
18	(株)市川環境エンジニアリング	市川市田尻 2-11-25	
19	(株)サムズ	松戸市松飛台286-5	感染性以外の紙おむつに限る
20	(有)市川胞衣社	市川市若宮 3-30-13	胞衣及び産褥汚物
21	中央木材産業(株)	市川市国分1-14-7	木くず

< 処分業 >

No.	許可業者	施設所在地	処理対象物
1	(株)サン・クリーンサービス	八千代支店 八千代市上高野字木戸場1728-6	廃プラスチック類(ペットボトルに限る)
		資源リサイクルセンター 八千代市上高野字笹立1950-1, 1933-8	自社処理施設で手分解により処理可能なもの (「特定家庭用機器再商品化法」における対象品目を含む)
2	中央木材産業(株)	八千代市米本1129-3	木くず

(3) 中間処理計画

ア 中間処理量

搬入先	区 分	処 理 量
焼却処理施設	可燃ごみ	43,888 t
	処理後可燃物	1,066 t
破碎選別等処理施設	不燃ごみ	857 t
	有害ごみ	61 t
	粗大ごみ	2,038 t
	資源物 (びん類, 缶・金属類, ペットボトル, 白色トレイ)	2,292 t
	その他	16 t

※その他は、不法投棄及びボランティア清掃により発生したもの

イ 資源化の方法及び量

区 分		資 源 化 の 方 法	量
資源物	紙類・布類	資源化業者に直接搬入後、資源化する。	5,829 t
	びん類	手選別により、生びん及び色別（無色・茶色・その他）に選別し、生びん及び無色・茶色のびんは、資源化業者に引渡し、その他の色のびんは、容器包装リサイクル法により指定を受けた指定法人（財団法人日本容器包装リサイクル協会。以下、「指定法人」という。）に再商品化を委託する。	
	缶・金属類	選別・圧縮後、資源化業者に引渡し、資源化する。	
	ペットボトル	選別・減容後、資源化業者に引渡し、資源化する。	
	白色トレイ	手選別後、指定法人に再商品化を委託する。	
	廃食用油	資源化業者に引渡し、資源化する。	
処理後資源物		不燃ごみ、有害ごみ（蛍光管・乾電池）及び粗大ごみについては、手選別・破碎機により分別し、回収した鉄類などを資源化業者に引渡し、資源化する。また、焼却残さについては、資源化業者に引渡し、資源化する。	3,354 t
集団回収		回収業者により、資源化業者に直接搬入後、資源化する。	1,236 t

ウ 焼却処理施設の概要

施 設 名 称	八千代市清掃センター 焼却処理施設 1・2 号炉	八千代市清掃センター 焼却処理施設 3 号炉
所 在 地	八千代市上高野 1384 番地 7	八千代市上高野 1384 番地 7
処 理 能 力	60 t /24h×2 基	100 t /24 h
処 理 方 式	全連続式流動床炉	全連続式ストーカ炉
給 塵 方 式	ピット&クレーン	ピット&クレーン
灰 処 理 方 式	加熱脱塩素化处理＋セメント固化＋薬剤処理	

エ 粗大ごみ処理施設の概要

施 設 名 称	八千代市清掃センター 粗大ごみ処理施設
所 在 地	八千代市上高野 1384 番地 7
処 理 能 力	50t/5h
処 理 方 式	破碎方法：横型回転式衝撃破碎 選別方法：電磁式吊下型磁選機（磁性物） 風力選別機、回転ふるい（非磁性物）

（４）最終処分計画

ア 最終処分量

区 分	処 分 量
焼却残さ	2, 562 t
不燃ごみ等 処理後残さ	323 t

イ 一般廃棄物最終処分場の概要（第３次）

施 設 名 称	八千代市一般廃棄物最終処分場（第３次）
所 在 地	八千代市上高野 1010 番地 1
処 理 方 式	セル方式
埋 立 面 積	12, 300 m ²
埋 立 容 量	141, 000 m ³
浸出水処理施設	浸出水処理能力：80 m ³ /日 浸出水処理方法：カルシウム除去→回転円板式生物処理 →凝集沈殿→砂ろ過処理→活性炭吸着処理 →滅菌処理→放流

(5) 一般廃棄物の排出抑制等に向けた取り組みに関する事項

名 称	内 容
有料指定ごみ袋制度	平成12年7月からごみの排出抑制とごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、有料指定ごみ袋制度を実施しており、今後も同制度を継続していきます。
事業系ごみ搬入手数料	事業系一般廃棄物の排出抑制のため、近隣市の搬入手数料や処理経費等の社会情勢の変化を踏まえ、適正な手数料水準の検証を行い、今後も適切な処理手数料を徴収していきます。
分別の徹底	可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・粗大ごみ・資源物の分別を徹底します。特に、可燃ごみの中には資源物となる紙ごみが多く混入しているため、適正な分別についてより一層の啓発を行い資源化に努めます。
可燃ごみの減量推進	可燃ごみで排出される生ごみには、多くの水分が含まれていることから、可燃ごみの減量のため、水切りを実施してもらうよう引き続き啓発します。
食品ロスの削減	挑戦目標値や目標達成に向けた取り組み等を定めた「食品ロス削減アクションプラン」を策定し、生ごみの減量化を推進します。
プラスチック製容器包装等の分別収集に向けた取り組み	プラスチック製容器包装等の分別収集開始に向け、国や県の動向に注視しつつ、現在の収集体制の見直しを含め、効率的かつ適正な処理ができる体制の検討等、実施に向けた取り組みを進めていきます。
学習機会の充実	小学4年生を対象とした「出前講座」や自治会等を対象とした「ごみ減量学習会」を開催し、4Rの推進に向けたごみの減量化や資源化等の取り組み実施やごみに対する意識の向上を図ります。なお、新型コロナウイルス感染拡大状況等によっては、実施の可否や開催方法等について検討を行います。
情報提供、啓発活動	4Rの推進に向けた取り組みに関する情報について、広報紙やパンフレット、市ウェブサイト、イベント、ごみ減量学習会等を通じて啓発します。
事業者への働きかけ	事業者による4R推進のため、搬入調査や多量排出事業者等への立入検査により分別状況等を把握し、必要に応じて事業者へ適正排出についての指導を行います。また、事業者が自らの責任を自覚し、積極的に廃棄物の発生抑制や減量化、資源化に取り組むよう、パンフレット等を通じて、事業者への啓発を行います。

名 称	内 容
再くるくん協力店の 拡大と利用の啓発	市民と事業者との相互協力によるごみ減量化や資源化の促進事業として、一定の要件を満たしている事業所を平成11年度から「再くるくん協力店」として認定しています。平成28年度から、資源物を店頭回収していることを要件とし、評価点制によるランク付け等により、制度の見直し、効率化を図りました。再くるくん協力店における回収品目の充実や新規認定による再くるくん協力店の増加、再くるくん協力店に関する情報の発信内容を充実させ、利便性の向上を図ります。
各種イベントの 開催・支援	再使用（リユース）を促進するため、八千代フリーマーケット実行委員会の主催するフリーマーケットの開催を継続的に支援します。 また、毎年10月の「3R推進月間」の活動の一環としてリサイクルフェアを開催し、イベントを通じてごみ減量化・リサイクルの必要性を広く市民に啓発します。なお、新型コロナウイルス感染拡大状況等によっては、実施の可否や開催方法等について検討を行います。
生ごみたい肥化容器 などの購入補助	家庭から排出される生ごみの減量化のため、生ごみたい肥化容器等を購入する世帯を対象とし、補助金を交付します。
ゴミゼロ運動	ポイ捨てを撲滅し、市内の環境美化を図るとともに、市民の地球環境美化及びごみの排出抑制意識の向上を図ることを目的に新川周辺をメイン会場として市内一斉清掃を実施します。なお、新型コロナウイルス感染拡大状況等によっては、実施の可否や開催方法等について検討を行います。
集団回収支援	本市では資源の有効利用を推進する目的で、資源物の回収に携わる活動団体に奨励金を交付しており、今後も継続して支援を行います。

3 し尿等処理実施計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

区 分	年間発生量
し 尿	671 kl
浄化槽汚泥	10,118 kl

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

区 分	収集運搬量	収集回数	収集方法	収集体制
し 尿	671 kl	申請に基づいて収集 (定期・臨時)	戸別収集	委託
浄化槽汚泥	10,118 kl	許可業者との契約 による	戸別収集	許可業者

イ 許可業者

浄化槽汚泥等の排出量を勘案すると、既存の許可業者において適正に収集運搬できるため、浄化槽汚泥等の排出量が著しく増加し、本計画の実施に支障がある場合のみ、新規許可を認めることとする。

No.	許 可 業 者	所 在 地
1	(株)環衛コントロール	八千代市吉橋 239
2	(有)八千代環境サービス	八千代市吉橋 1194-3
3	(株)エイケン	船橋市米ヶ崎町 729
4	(株)ヒット	東京都墨田区両国 4-19-2
5	弘済商事(株)	習志野市大久保 1-8-13
6	丸徳環境(株)	千葉市稲毛区宮野木町 441-12
7	(株)TEC	松戸市紙敷 599
8	(株)森山工業	八千代市吉橋 3035
9	(株)浄化槽センター	白井市根 294-33

(3) 中間処理計画

ア 中間処理量

区 別	処理量
し 尿	671 kℓ
浄化槽汚泥	10,118 kℓ

イ 施設の概要

施 設 名 称	八千代市衛生センター
所 在 地	八千代市大和田新田 584 番地 1
処 理 能 力	40kℓ/日
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式＋凝集分離処理
脱水汚泥処理方法	焼却後，資源化又は埋立処分

廃棄物行政の概要
令和 6 年度版
(令和 5 年度実績)
令和 7 年 2 月発行

八千代市 経済環境部 クリーン推進課

千葉県八千代市大和田新田 312-5
電話 047-421-6768～6770